

第507回（定例）福崎町議会会議録

令和5年3月24日（金）
午前9時30分開議

○令和5年3月24日、第507回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 13名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	12番	小林博
5番	河嶋重一郎	13番	竹本繁夫
6番	牛尾雅一	14番	城谷英之
7番	富田昭市		

○欠席議員 1名

11番 松岡秀人

○事務局より出席した職員

事務局 局長 三木雅人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教育長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
技監	宇都善和	会計管理者	尾崎俊也
町参事兼ほけん年金課長	谷岡周和	総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税務課長	松田清彦
地域振興課長	成田邦造	住民生活課長	大塚久典
福祉課長	小幡伸一	農林振興課長	吉田利彦
まちづくり課長	山下勝功	上下水道課長	橋本繁樹
学校教育課長	大塚謙一	社会教育課長	木ノ本雅佳

○議事日程

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第6号	4番	吉高平記	(1) 西部工業団地拡幅と道路事情について (2) 地震防災訓練の実行計画について (3) 高岡福田ほ場整備事業計画変更について (4) 道路のひび割れ補修について
第7号	1番	三輪一朝	(1) 福崎町における集落の二極化と町当局の対応について
第8号	8番	宇崎壽幸	(1) 社会資本整備総合交付金事業 (2) 地方創生拠点整備事業交付金

- 第9号 12番 小林 博
- (3) 前回質問について（監査委員による監査）
 - (1) 教育行政について
 - (2) 介護保険・健康保険（国保・後期高齢者）の今後について
 - (3) 職員配置について
 - (4) 安全なまちづくりについて
 - (5) 信頼と住民参加の推進について

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は13名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日の会議に松岡議員から欠席届が出ておりますので、ご報告しておきます。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は一般質問であります。
6番目の質問者は、吉高平記議員であります。
質問の項目は

- 1、西部工業団地拡幅と道路事情について
- 2、地震防災訓練の実行計画について
- 3、高岡福田ほ場整備事業計画変更について
- 4、道路のひび割れに補修について

以上、吉高議員。

吉高平記議員 おはようございます。議席番号4番の吉高平記です。議長の許可を得て、一般質問通告書にのっとり質問します。

まず初めに、3月20日は国際幸福デーとかで、毎年ある企業が町の幸福度自治体ランキングを発表しています。今年1月25日付でランキングされているところによると、福崎町は兵庫県で第1位、全国では14位にランキングされています。データは二十歳以上の男女3万人余りに対して2019年から2022年までの満足度調査の結果らしいです。調査の詳細は知りませんが、いい面で福崎町が取り上げられることは非常にいいことかと思えます。こういった評価が継続的に続き、人口が増え、町がますます活性化していくことを願って質問に入ります。

まず、西部工業団地拡幅と道路事情についてです。

福崎町の経済発展に貢献できる新しい工業団地のインフラづくりは大切で、政府が進めるカーボンニュートラルや水素エネルギーに関わる企業誘致を進めて、産業構造の変化にも柔軟に対応して発展していくことが大事です。また、それに伴い、交通量が増えることによる利便性、安全性確保のためのインフラ整備も同

時に必要です。

一方、福崎高校と夢前高校との統廃合関連で、生徒の通学路の一層の安全確保は緊急の課題となっています。

そこでまず最初の質問ですが、現在、県道三木山崎線の西谷地区で実施されている路肩拡幅工事の左右の拡幅幅は幾らでしょうか。

まちづくり課長 三木宍粟線において計画されている路肩、幅広路肩の工事だと思いますが、この拡幅幅ですが、現道の幅員、こちらによりまして、これは各箇所様々ですの
で一概に左右何メートルというのは言えないんですが、道路の計画幅員、こちら
は確認しますと、片側3メートルの二車線道路、その両側には1.5メートルの
幅広路肩が整備されると、こういう計画となっております。

吉高平記議員 その拡幅路肩、整備された後は通学路として緑のカラー舗装はされるのでしょ
うか。

まちづくり課長 こちら兵庫県に確認しましたところ、現在のところはまだ予定はないとのこ
とでございます。

吉高平記議員 現在なくても、今後、学生が行き来するので、ぜひそのあたりはカラー舗装で
きるように依頼、推進をお願いいたします。

次の質問ですが、この拡幅の路肩は、令和4年度はあと1週間もありませんが、
どこまでの予定でしょうか。また4月から令和5年度に入りますが、どこまで計
画されていますか。

まちづくり課長 こちらも兵庫県に確認しましたところ、令和4年度は現在実施しています範
囲、こちらは姫路市との市町境から約80メートルでございますが、その範囲と
なっております。

令和5年度ですが、その80メートルの箇所から引き続き、予定としては約2
50メートル程度を予定されているというふうにお聞きしております。

吉高平記議員 その次になるかと思うんですが、将来、いつまでにどこまで延長される計画で
今、数年計画として進められているのでしょうか。

まちづくり課長 この事業の事業区間でございますが、令和4年度やっております姫路市との
市町境からちょうど163号線、西谷の村の中に入る道路でございますが、そち
らとの接道部まで約1キロメートルとなっております。

事業につきましては、令和7年度内の改正を予定しているというふうにお聞き
しております。ただ、こちらにつきましては、事業費の予算の配分でありますと
か、そういうもろもろのことにより変更となる可能性もあるというふうにはお聞
きしております。

吉高平記議員 その関連ですが、高橋から西谷に抜ける町道18号も西部工業団地拡幅に合わ
せて整備される計画でしょうか。現在でも通勤時間帯は高橋の信号からJR高架
下辺りが渋滞しており、大型化する工業団地へのアクセスをよくするために道路
の整備も待たなしかと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 まず、この西部工業団地の拡張ですが、まだ決定されたものではございませ
んが、仮にこの工業団地の拡張が実施されるということになってくれば、この今
言われました町道18号、西谷高橋線についても整備していきたいというふう
には思っています。

吉高平記議員 ぜひよろしく申し上げます。

続きまして、現在、制限速度50キロメートルで交通量がますます増えている
三木宍粟線ですが、西谷地区を南北に分断して道路を渡るのに難儀する危険な状
況が久しく続いています。西部工業団地が実現するとして、将来、中国道の下を
通って、三木宍粟線とT字で交差するところは、将来、信号機、横断歩道も合わ

せて、つく段取りで警察との事前調整を前提に計画は進むのでしょうか。

まちづくり課長 こちらも工業団地の拡張がされるという前提の下でございますが、もし仮にそうなれば、当然、町としては協議の中において信号機の設置や横断歩道の設置などは、安全対策については強く要望していきたいと思いますが、ただ、こちらにつきましては、この信号機や横断歩道の設置については県の公安委員会が行うものでありますので、そういった事前協議については十分していきたいとは考えております。

吉高平記議員 よろしく申し上げます。その信号機につきましては、順教寺前に信号機と横断歩道の設置要望が以前からあったように聞いていますが、工業団地拡張されれば交通量もさらに増えるので、感知式信号でもいいから継続的な設置要望をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 こちらの信号機の要望でございますが、先ほど言われました町道18号、西谷高橋線、こちらの信号機要望の設置と合わせて、県公安委員会との検討、協議になってくるかと思えます。

吉高平記議員 よろしく申し上げます。そうなれば、西治の信号からゴルフ場までに信号機、横断歩道が2か所増加して、また公民館前の道路の交通規制が実現できれば、ほかへのルートへ迂回する車も増えたりして、地元住民の交通安全に寄与すると考えますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 議員言われますように、ただ単純に車を迂回さすだけとなりますと、今度は迂回先となる、今で言いますと高橋地区になるんですが、そちらの交通量が反対に増加していくということにもなってきますので、これから西部工業団地の拡張計画が具体化していく中におきましては、地元区との安全対策などは重要な課題になってこようかと考えております。その際には、地元区とも十分に調整、協議を行いながら、言われてますような交通安全対策も踏まえたような道路計画をつくっていききたいというふうに考えております。

吉高平記議員 よろしく申し上げます。ぜひ、西部工業団地拡張が実現できるよう期待しております。あわせて、その周辺の交通安全もよろしくお願いいたします。

次に、震災対応の訓練の実施についての質問に移ります。

大きな地震は起こらないことに越したことはありません。しかし、実際に震災に遭うと、訓練したことができて、訓練以上のことはできないと言われております。例年、水防訓練は実施され、かなり経験もありますが、地震の後の避難所訓練は未経験の町民がほとんどかもしれないと思えます。

そこで質問ですが、福崎町で過去100年間の間に地震でライフライン、電気、ガス、水道等が停止し、自宅での生活が困難な状況が一週間以上続いたことはありましたか。

住民生活課長 過去100年間に福崎町で震度4以上であったと思われる地震は、昭和59年の山崎断層系の地震と平成7年の阪神淡路大震災の2回です。電気、ガスについては把握しておりませんが、水道は昭和38年の簡易水道から発足しておりまして、約60年間で地震により断水が起きたことはございません。

吉高平記議員 次に、役場の職員に震災後の避難所運営のノウハウがある人は何人いますか。

住民生活課長 先ほど申しましたように、地震によりましてライフラインが停止したことがありませんので、震災後というお答えにはなりません。毎年、大雨や台風は起こっておりますので、避難所の開設、受入れといったことは行っております。

何人いるかという質問にはお答えしにくいんですが、現状、災害が起こりましたら災害対策本部を立ち上げ、その都度、避難所に配置する職員を割り当てているという状況でございます。

吉高平記議員 了解です。その方々の経験も活用して、訓練としましては家屋倒壊でのけが人の対応、それから避難者の健康状態のチェック、要支援者への対応、物資、食料の搬入、保存、配給等ライフラインが復旧するまでの避難生活、それから避難所運営などで、震災の専門家に訓練の実行計画の立案、支援をいただく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。例えば、去年1月に講演いただいた県立大学院の減災復興政策研究科の阪本教授のお話は非常に感銘を受けたんですが、そういった専門家の支援をいただくということはいかがでしょうか。

住民生活課長 おっしゃいますように、そのような専門家の目を見ていただくということも一つの方法かと考えます。大学の教授を招かなくとも、兵庫県に防災訓練を担当する災害対策課がごいますので、そちらの助言もいただきながら計画の立案をしていければと考えております。

吉高平記議員 そのあたりのノウハウを十分に生かして訓練を計画していくことが必要かと思えます。それで初めてのことであり、4月以降、行政と自治会が定期的に事前打合せをして、令和5年度の防災訓練予算、現在50万円が計上されていましたが、これを気にしながら具体的なシナリオ、アクションプランに落とししていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

住民生活課長 全てこちらで計画したものを押しつけるといったつもりはございません。議員おっしゃいますとおり、関係自治会と協議しながら、また先ほど申しました専門家の意見も伺いながら計画ができたかと考えております。

吉高平記議員 よろしくお願ひします。

地震の最後の質問ですが、令和5年度は高岡地区で実施するにしても、今後、順次、福崎町の各校区で繰り返し実施し、積み重ねの訓練が大事かと思うのですが、継続的な訓練計画はいかがでしょうか。

住民生活課長 広域防災訓練につきましては、町長からも毎年校区ごとに順番に回してはどうかといった指示を受けております。令和5年度は初年度になりますので、実施した反省点も次年度に改善し、つなげていけるよう進めていけたらと考えております。

吉高平記議員 よろしくお願ひします。

次に、高岡福田ほ場整備事業の計画についての質問に移ります。

今年1月30日付で高岡福田土地改良区からは場整備事業に関する地権者に対して、計画変更について同意して署名することを依頼する文書が回ってきました。主な内容は、一つ、全体事業費の増加。8億7,800万円が14億9,600万円と6億1,800万円の増加です。一つ、事業工期の延長。完成年度が令和4年度から令和8年度へ4年間延長となっていました。改良区の説明では、計画変更の主な理由としては、埋蔵文化財の調査範囲が想定を大幅に超え、全体事業費が不足したことによるものとあります。私も含めて、事業している関係上、大半の方が仕方ないとして署名はしたのですが、改めて地方行政の立場で把握されている内容についてお聞きします。

まず、埋蔵文化財調査の当初計画値と実績値、先月末で結構なんですが、幾らでしょうか。

社会教育課長 高岡福田地区のほ場整備事業に伴う埋蔵文化財調査につきましては、平成29年度から着手しております。それで、姫路土地改良センターからの委託によるもので、文化財保護法に基づいて実施しております。

まず、このほ場整備計画の中では、当初、調査費用として200万円が計上されておりました。ただ、これは本調査に先駆けて事業地の試掘調査を行うための費用ということで、その結果、本調査が必要になった箇所が大幅に増えたため、

埋蔵文化財の調査費用が増額となったという経緯がございます。それで、令和5年2月末の調査費用の見込みということで、これは平成29年からこの令和4年までですけども、1億5,816万円を見込んでおります。

吉高平記議員 実績につきましては、12月の質問でお答えいただいた約16億円というところとほぼ同額ですね。

次の質問です。それに関連してですが、12月の一般質問での回答は、令和3年度までの調査費合計が約1.2億円、令和4年度が4,200万円。今後、令和5年、令和6年では約1億円、合わせて約2.6億円との回答でした。また、今回の定例会では、令和5年度が約5,000万円の予算が計上されています。

令和8年度までに事業工期が延長されるとして、埋蔵文化財調査の着地合計予測値は変化ありませんか。

社会教育課長 令和8年度までの事業工期ということなんですけども、埋蔵文化財の調査につきましては、今、目標としておりますのは、令和6年度に発掘調査を終わらせて、令和7年度にはその発掘調査の報告書を作成するというところで計画をしております。

それで今、現在の見込みとしましては、埋蔵文化財調査の事業費としましては、令和5年度、これは今、予算上げさせていただいている金額。それから令和6年度については大体5,000万円程度。あとそれから令和7年度につきましては、報告書の作成業務等で300万円程度ということを考えておりまして、おおよそ2億5,700万円を見込んでおります。

吉高平記議員 ありがとうございます。12月の質問で、私は財源はどこかと聞きましたら、回答は県から埋蔵文化財発掘調査委託金として88.7%をいただいております、残りを国と町が半々という話でした。無知なもので、そのときは県の文化財関連予算が別枠にあって、そこを使っていくんだなと思っていたんですけども、年が明けて1月に、県とは具体的には県が進めている事業、すなわちこの高岡福田ほ場整備事業が負担することだと聞いて、自分のうかつさに驚き、また理屈としては理解した次第です。

令和4年度末までの埋蔵文化財調査への投資は県の事業として説明を受けていますが、誰が承認して、その結果このような計画の大幅超過になったのでしょうか。

社会教育課長 この高岡福田ほ場整備事業における埋蔵文化財調査は、今、議員おっしゃいましたように、事業主体である姫路土地改良センターからの委託によりまして実施しております。

それと、あとこの埋蔵文化財の調査といいますのは文化財保護法に基づいて実施しておりまして、まず発掘調査につきましては、その町の教育委員会が試掘調査をした結果と、あとそれと土地改良センターから受け取ったほ場整備の計画図というものを県の文化財課に進達しまして、逆にその県の文化財課から、ここをそうしたら調査しなさいというような形で指示を受けて行っておるものでございます。

吉高平記議員 その県の文化財担当というのは、土地改良区の担当ではない部署なんですか。

社会教育課長 はい。そちらは県の教育委員会の文化財課となります。

吉高平記議員 そうすると、その課同士で、文化財課のほうが改良区の担当のほうに、これでいくわという話をして、そのあたりの話合いでここまで大きく増額になってもいきますよ、オーケーですという形に意思決定されたと理解しておけば間違いのない線なんですか。

社会教育課長 はい。そう考えております。

吉高平記議員 了解しました。一応そういう意思決定の流れだということは頭に入れておきます。

それで、なぜ大幅な増額が必要になったか。その原因は何でしょうか。ざっくりと人、物、金の面からお聞きします。

まず、人の面からですが、効率よく仕事をしているのでしょうか。国民の税金を使って作業しているというコスト意識はあるのでしょうか。ほ場整備事業の進捗を邪魔しているという意識はあるのでしょうか。お答えをお願いします。

社会教育課長 この発掘調査につきましては、入札によりまして実施しております。それで、ほぼ毎年落札減が発生した場合には、落札減を利用しまして、できる限り前倒しの調査を行っております。校区ごとに大体工事着手年度の前年、もしくはその着手前、とにかく着手前には調査を終了させるようにしております。

吉高平記議員 国の予算、税金というのは、部署が違えば全然関係ない世界で動いているという話も聞きますので、どうしても懐が違えば、税金は一緒なんですけど、懐が違えばそのあたりの意識が専門分野での出費、投資になってしまうんじゃないかなと思っております。明確なところは当事者じゃないと分からないかと思うんですが。

次、物の面からです。京都や奈良、京阪神など古くから栄えてきたところや文献に残っているような地域には重点投資して、そこに価値ある文化財が期待できるはずで、福崎町で飛鳥奈良時代の住居跡とかその穴、あるいは土器が出てきたところで、町民がどれほど誇りに思い、納税している国民が喜ぶでしょうか。

質問ですが、これまで億単位の埋蔵文化財調査への投資への成果物はどのようなもので、姫路市などの近隣と比べてどれだけ差別化でき、福崎町がアピールできるものがここ最近出土しているのでしょうか。

社会教育課長 この発掘調査の目的といいますのは、工事によって人知れず消失してしまうかもしれない埋蔵文化財を記録、保存することでありまして、投資ということではなく、あくまでも文化財保護法に基づいて行っております。

それで、高岡福田地区がこれまで発掘調査がほとんど行われてきておりません。今回この発掘調査を行うことで、これまで知られていなかった歴史が明らかとなりまして、それらは埋蔵文化財調査報告書にまとめて刊行しております。一応この報告書は刊行はして、皆さんに見ていただくところまでが発掘調査となっております。ただ、この報告書につきましてはかなり専門的なものですので、今年度からA3サイズのリーフレットみたいなものをつくりまして、分かりやすくまとめたものを歴史民俗資料館でありますとか教育委員会に設置して、皆さんに見ていただくようにしております。

吉高平記議員 次は金の面からですけども、今後の予算の1億円までは、我々の気持ちとしましては遅れているほ場整備事業が進みます。あるいは既にほ場整備が一旦終わったけれども、設計や工事の品質不良で補完工事をしなければ農作物が作れない田んぼ、さらには耕作すらできない状態の田んぼに対して補完工事ができます。当初予算をはるかにオーバーする埋蔵文化財調査が優先してほ場整備事業の予算を使い、本来のほ場整備事業を予算不足に追い込んでいることに対して、歯止めというのがないのでしょうか。

社会教育課長 この埋蔵文化財調査、変更とかということなんですけど、こちらにつきましては水利権でありますとか、あと改良区の要望を基にしまして土地改良センターがほ場整備計画というものを計画されております。それを基にしまして、教育委員会としては埋蔵文化財の発掘範囲というのを決定しております。それで、その本調査とか確認調査を行った結果、出土する遺跡でありますとか遺構が少なければ、

当然、金額は安くなるんですけども、今回、高岡福田におきましては、結構、遺構が多く検出されたために、例えば盛土等で遺構を保護するというような工法が取れば金額としては下がってくるかと思うんですけども、ちょっと本調査が必要となった案件が多かったために費用が必要となったということでございます。

吉高平記議員 高岡福田土地改良区の埋蔵文化財調査に予定をはるかに超えたお金を使っていますと思っています。掘って見ないと分からないについては、これまで既に約1.6億円を使って調査をされています。そして、飛鳥奈良時代の住居跡や、跡といっても穴ですけども、土器が確かに出てきてます。しかし、先ほどのお話を聞いてましても、そんなレベルのものだけのようには思います。ここで専門家なら今後さらに1億円も使わずとも、このあたりの埋蔵文化財がどんなもので、その時代については類推できるのではないかと思うんですが。つまり今後1億円を使わずに、そんな投資もせずに、税金も使わずに報告書をまとめられるのではないかと推測するのですが。

埋蔵文化財調査の大幅な投資の増加によって県の事業として国の助成を得ながら進めているほ場整備事業の投資が膨らみ、工期に大幅に遅れて農産物の生産ができなくなり生産者が困っている。そのため、町は今後調査費用を極力抑えるように国や県に提案はできませんか。それとも、文化財保護法という埋蔵文化財調査を保護しているこの法律によってそのようなことができないような、こういった分野は聖域として扱わないといけないのでしょうか。

社会教育課長 繰り返しになるんですけども、この埋蔵文化財の発掘調査は文化財保護法に基づいて行っております。それと、先ほど申し上げましたように、発掘調査につきましては、教育委員会で試掘、確認した結果と、あとそれからほ場整備の設計図、計画を町の教育委員会から県の文化財課に進達して、県から発掘調査の指示というのか確認を受けて行っているものですので、聖域ということではございません。

吉高平記議員 改めて文化庁のホームページで埋蔵文化財の画面を見ますと、埋蔵文化財とは土地に埋蔵されている文化財、主に遺跡と言われている場所のことです。埋蔵文化財の存在が知られている土地は全国で約46万か所あり、毎年9,000件程度の発掘調査が行われていますと高らかに謳われています。

高岡福田ほ場整備事業のエリア、埋蔵文化財程度のもに約3億円近い国民の税金が使われています。全国では一体どれくらいの税金が埋蔵文化財調査に使われていることか。非常にある意味で関心があります。法律は守ることは大切です。しかし、時代とともに多数の国民にとってデメリットであれば、それを改善するように働きかけていくべきかと考えます。

そこで質問ですが、貴重な埋蔵文化財がある可能性の高い地域にもっと投資して、低いところには小枠の枠組みを設け、全国一律ではなく、メリ張りのある文化財保護法に改善するよう働きかけはできませんでしょうか。例えば地域の歴史的特性をベースにクラス分けして、クラス別に事業規模の全体額のうち何%以下なら調査可能というような枠のルールを国や県に提案できないものでしょうか。

社会教育課長 繰り返しにはなるんですけども、埋蔵文化財の発掘調査は文化財保護法に基づいて行っておりまして、今おっしゃるように、その遺構等の分布の関係もあるんですけども、こちらにつきましても、その事業地によってもう様々な場合がございまして。このため、事業規模等で何%というような定率で調査の可否判断をするということとはできないと考えております。

吉高平記議員 毎年9,000件もの工事をやっていると文化庁は誇っているんですけども、果たしてそれは本当にどれだけ国民にとってうれしいことなのかは非常に疑問なところなんです。今後そういったチャンスがあれば提案もしていけたら、していきたい

いかなと思っています。

最後に、道路のひび割れの補修についてです。

町内の県道、町道ではひび割れが非常に多く見られます。センターラインに沿って長いひび割れができたり、またセンターラインから路肩にかけて横断したひび割れもあちらこちらに見られます。3月20日に板坂の県道でセンターラインあたりのひび割れの箇所から漏水が起こり、路面がかなり濡れて、やっと水道管の周辺や県道そのものの補修の応急対応で対処されています。

そこで質問ですが、道路のひび割れはどのレベル以上なら修理する、しないという基準はあるのでしょうか。

まちづくり課長 道路の舗装の補修ですが、福崎町では適切な道路舗装の管理を行うことを目的といたしまして、舗裝修繕計画というものを策定しております。その中では、舗装の損傷状況、またその道路の重要度などによりまして、適切な補修の時期やその補修の対策を計画的に実施することとしております。その中におきまして、その損傷度などの路面性能の評価、判断するために維持管理費用というものを設定しており、やっているところです。ただ、どのレベル以上ということですが、先ほども言いましたとおり、道路の重要度、こちらによってもやっぱり判断が変わってきますので、ただ単にひび割れの度合いのみでの判断基準というものにはなってはおりません。

吉高平記議員 道路の重要度とは県道とか町道一級、二級とか、そういうレベルで決められているのでしょうか。

まちづくり課長 舗裝修繕計画は一級、二級でさせていただいております。ただ、その中でも、例えば二車線で高規格の道路でありますとか、あと町道ではないんですが、災害時の緊急指定道路などは当然、交通量も多いですし、舗装を先、先に進めていくというようなことになってこようかと思えます。

吉高平記議員 以前、テレビで高速道路のひび割れ箇所を360度のレーザーカメラを積んだ車で普通に走って、3D画像で詳細に判定しているニュースを見ました。町内ではひび割れた道路の現状把握はどのようにして、どの頻度で行われていますか。

まちづくり課長 こちらは先ほど述べました舗裝修繕計画、この中で点検の頻度を記載させていただいております。その中では、道路パトロールなどの日常管理、それから異常時などに行います臨時点検、あと陥没等の緊急時に行います緊急点検、それらのほか、路面正常調査につきましては5年に1度程度実施することとしております。次回は令和6年度に実施予定となっております。この調査でございますが、一級、二級町道におきまして、先ほど議員が言われました調査用の車両、こちらを走行させることによって積載されている機械により舗装の損傷度やひび割れ、わだちについての評価を行うものとなっております。ただ、その他の町道につきましては、道路パトロールでありますとか、道路利用者の方々からの情報提供が主でございます。

吉高平記議員 そうすると、現状で結構なんですけど、今どれくらいの補修候補、補修しないといけないなというところが上がってるのでしょうか。

まちづくり課長 先ほどから申し上げてますこの舗裝修繕計画、こちらは令和2年の3月に前回策定しております。その中におきましては34路線を選定し、舗裝修繕の計画をしております。ただ、今その計画策定後からも順次、舗裝修繕などを実施しておりますので、現在では未実施となっておりますのは20路線となっております。ただ、なお三級、四級町道につきましては地元負担も伴ってきますので、こういった計画の中には含まれておりません。

吉高平記議員 そうしますと、その箇所、箇所じゃなくて、路線で補修をする、しないという

判断になるのでしょうか。

まちづくり課長 路線の中の区間とといいますか、やはり一つの路線でも舗装の状態がいいもの、よい場所も悪い場所もありますので、路線としては34路線。その中で修繕する箇所というのはまた変わってきます。

吉高平記議員 現在、定例会で来年度予算を審議していますが、令和5年度の実施予定場所、県道、町道、合わせて何か所ございますか。

まちづくり課長 令和5年度の予算として上げさせていただいているものでございますが、先ほど言いました舗装修繕化計画によるものとして1路線、地元要望によるものとしては5路線、また通学路、こちらの要望のものとして1路線を計上させていただいております。

また、国の令和4年度の補正予算等に対応したことによりまして、繰越しさせていただく事業としては3路線予定をさせていただいております。ただ、県道におけます予定については、確認をしましたら、まだ把握はできないということでございます。

吉高平記議員 予算がないと実施できないので、非常にそこら中にひびが入っていますが、徐々に徐々にという感じかと思えます。

そこで、そもそもなぜひびが入り、道路がガタガタになるのかについてお聞きします。材料が悪いのでしょうか。

まちづくり課長 舗装の工事はちゃんと材料承認も取って行っておりますので、材料が悪いというふうには考えておりません。

吉高平記議員 そうしますと、工法が悪いのでしょうか。道路の舗装、または修理ではセンターラインで左右に分けてしているのをよく見ますが、一番よくひびが入っているのはそのセンターライン沿いにびゅっと長いひびが入っているんですけども、こういった工法が問題なのでしょうか。

まちづくり課長 舗装の工法は打換え、それからあと路面切削等はございますが、今言われておりますセンターラインに入っているというのは、ひょっとしたら工事を行うに当たりまして、やはり通行、道路交通を通過させながらになりますので、どうしても半腹ずつになってございます。その関係上、そこで継ぎ目ができるのはもうこの施工上、仕方ないこととなっておりますので、そのことではないかと思えます。

工法につきましては、やはりこういった工法をしていくというのがいいのかというのは、路面の調査でございますとか路盤の調査を行って、経済比較もしながら設定しているものでございますので、一概に工法が悪いというふうには、こちらから考えておりません。

吉高平記議員 そうすると、何でひびが入るかというあたりで、交通量とか車の大型化など、当初、道路を造ったときの道路使用を超過しているような感じなんではないでしょうか。あるいは、そのほかにこれが原因だからひびが入ったり、よくするんだよというものがあれば、二、三お聞かせ願います。

まちづくり課長 考えております一番の要因というのは、やはり舗装の経年劣化、これが一番大きいのではないかとこのふうには思っております。ただ、今、議員が言われたように、やはり車が大型化されておりますし、また交通量につきましても、計画よりも多くなっているという場所もございますので、そういったものも要因の一つにはあるというふうには考えております。

吉高平記議員 このひび割れを防ぐ解決策というのはあるのでしょうか。それはコストが高くなるものなのでしょうか。

まちづくり課長 舗装工事を行うに当たりまして、その舗装構成、アスファルトを何センチに

するとか、アスファルトの下の路盤、路床というものがあるんですが、そちらを何センチにするというのは、そういった現況の強さを判定するためにC B R 調査でありますとか道路の計画交通量、こちらなどを算定しまして、舗装圧や路盤、路床の構成を決定して行っております。

今言われますように、そういったものを厚くすれば厚くするほど頑丈になりますが、ただ経済比較を必要となってきますので、そういったものも行いながら、先ほど言いました舗装構成の評価の計算結果、こちらを下回らないような舗装構成を計画し、また工事につきましても一層一層丁寧な工事を施工していくことが大切であるというふうには考えております。

吉高平記議員 決定的な対策というのが、コスト等の絡みでもなかなか難しいようですが、ひび割れで道路が通るたびに大きな音がしてゆっくり眠れないというような訴えの住民に対して、道路の現状把握をしに行かれたとき、直接ヒアリングして、意思疎通を図ったりアドバイス等をされたりした住民サービスを図られているのでしょうか。

まちづくり課長 そういったような連絡があった場合には現地に行かせていただいて、お話が聞けるのであれば、可能な限りそういった聞き取り調査については行わせていただいております。

吉高平記議員 近くの方々、あるいはそういった人からよく、物すごい音がして地震か思ったら、一昨日見たよりもひび割れが大きくなって、大きなトラックが走ったからかなとかいうような話も聞かれるので、そういった方々が連絡されたり、その地区の代表者が役場に問い合わせたりしたときはちゃんとそのあたりのフォローをよろしくお願いします。

また、それに絡めまして、役場に住民要望書のような様式なあって、要望者に対して内容の確認や対応の可否を連絡できるようなものがあれば、住民にそれをアピールしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

総務課長 町政ご意見箱というものを役場の玄関、それから文化センター及び八千種研修センターに設置をしております、側には紙の様式を配置をいたしております。紙の表題は町政に対するご意見をお寄せくださいというような形で、その下に自由にご意見等を記入していただく記入欄、続けて日付、氏名、年齢、住所、電話番号を記入する形となっております。回答を希望される方の、希望されるご意見で、氏名、住所の記載があれば、回答もさせていただきます。

また、町のホームページにはトップページに福崎町への意見要望というアイコンを置いておまして、クリックしていただきますと、メールフォームの様式画面になりまして、ご意見をはじめ、各項目に入力の上、最下段の送信をクリックしてご意見をいただくというものになっております。こちらにつきましても、回答を希望されておられる場合は、返信をするという形を取らせていただいております。

このたび、町民に対してのアピールをということでございますので、改めて広報ふくさきへの掲載など行ってまいりたいと考えております。

吉高平記議員 それにこういった道路のひび割れという非常に細かい内容に、限定された内容かもしれませんが、そういうところに書いて要望すればいいという仕組みになっていると理解したらいいんですね。

総務課長 はい、そのとおりでございます。例えば、メールでありますと、ホームページから要望していただくものでありますと、令和4年度の件数、2月末時点で163件いただいておりますので、かなりよく利用していただいております。

吉高平記議員 ありがとうございます。私もそういった問合せがあれば、そういったものをどんどん活用して、声を上げるように連絡したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。これにて私の質問を終わります。

議長 以上で、吉高平記議員の一般質問を終わります。

次、7番目の質問者は、三輪一朝議員であります。

質問の項目は

1、福崎町における集落の二極化と町当局の対応について

以上、三輪議員。

三輪一朝議員 失礼します。議席番号1番、三輪一朝でございます。許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。内容につきましては、今、議長がおっしゃっていただいた福崎町におきます集落間の二極化と町当局の対応についてというところでございます。

福崎町、全体というところで見ますと、今、緩やかな人口減少の傾向にあるのではないかと考えております。その中でも、当議会の冒頭でも町長がおっしゃいましたように、人口減少でありますとか、少子高齢化について懸念されているというふうな、そういったご発言もございました。

私も昨年末ぐらいから人口のデータとかを見てみようと思っております。そのことをこのたびの一般質問としたわけなんですけど、ざっと見てみますと、各集落の状況が人口が増えている集落、あるいは集落によってはこの20年間ほどで3分の1の人口が減っているような集落もございます。昔は昭和40年代前半頃でありますと、福崎町は主に農村地域であって、商店街といえば駅前から新町、そして辻川辺りとかそういったところの以外は、その今申し上げた集落であって、ほぼ均一な状態であったようにも思っております。ですが、調べてみた結果、各集落の状況が二極化という言葉は今申し上げましたが、そのようになっているということを感じました。なおかつ、その状況が今後拡大していくんじゃないかというところに係るそういった質問でございます。

その状況のつかむ必要のあることから、理事者側についてはデータということで別紙で合計3枚が主な資料になりますが、お示しをさせていただいているところでございます。質問に当たりましては、そういったデータをお示ししておる関係から、福崎町におきます各集落の状況を数値などで説明、あるいは確認させていただくということについて、少々お時間を頂戴したいと思いますので、ご容赦をお願いしたく存じます。

そして、人口の減少等々につきましては、この一般質問1日目につきましても、消防団員の団員数の確保ですとか、山林化する農地ですとか空き家など、同僚議員からも人口減少に係る質問があったところでございます。今後そういった人口減少ですとか、少子高齢化などのそういったことの進展することによる地方当局の業務量というものが増加するのではないかという思いもあって質問をさせていただくものです。

そうしましたら、本題に入らせていただきます。

福崎町も多くの自治体と同様に、少子高齢化が進展しつつあるというデータと私は思いました。人口が1万9,000人を割り込んで、昨年12月末の時点ではございますが、1万8,700人台へと減少をしているところのようです。そして、何回も申し上げておりますように、集落の二極化が進行していると私は判断をしたわけなんですけど、その一方で、先ほどもあったように、福崎町は住みやすいなりというところで、自治体としての魅力をもうこれまで町当局が行ってきたまちづくりを評価される、そういった報道もございました。町長もおっしゃ

っておりました2020年8月発行の雑誌で「アエラ」でしたか。そこでコロナ時代の移住者ランキングというところで、当町は近畿で1位であったり、次に大手住宅建設会社が発表した居住満足度調査であります町の幸福度と住み続けたい町ランキング2022の関西版、近畿版ですけど、そこで町の幸福度で第3位と、偏差値も66ほどの非常によいデータであって、そういった非常に好ましい報道があったわけでございます。

その中で、とはいえ、二極化が進展しているとする私の質問でございますが、この町内の主に市街化区域に位置する一部の集落では転入によって人口が増加はしておいて、他極、二極のうちの他極であります市街化区域に位置しない大半の集落は転入も少ないであろうし、少子高齢化、人口減少が進展しているというそういった資料を理事者側のほうにもお示ししたところでございます。

その資料を見てみますと、人口減少の一因には出生ということで、出生した子が子育て世代へと年齢を重ねていく時点で、その中で何割もの人口がほかの自治体へと転出をしているようです。その中で、婚姻率の低下、あるいは晩婚化などによります合計特殊出生率の低下が加わって、一層の人口減となって、人口減少のスパイラル、スパイラルといいますのは渦巻を巻くように状態が進んで、ブレーキがかからない様子のことということになるんですが、そういった局面にある集落が出てきたのではないかと思います。

資料の1ページ目には、福崎町の全33集落におきます2002年と2022年の20年間の人口の推移を示させていただきました。これを見ますと、人口が増えているところから、人口が一番減っているのが33番目、33集落ですので33番目になっておるんですが、4集落のみ増えて、残りの集落は減少しているということ。減少にも5%未満の集落があったりとか、あるいは5%から10%未満で合計10集落。そして、10%以上20%の減少が10集落。そして20%から30%未満が7集落、そして30%以上が2集落というふうなことが1ページ目の資料の一番左のところから読み取れるわけであります。減少率が高い場合は、少子化と青年層の転出の影響が顕著であると考えられます。それは資料の2ページ目、3ページ目に載せておきまして、それは後ほど説明をさせていただきます。

そして、1ページ目の資料におきまして、左から横に平均年齢を載せております。2002年と2022年の対比であります。この20年間で10歳も平均年齢、村単位になりますが、平均年齢が上がったのが3集落でございます。2022年の平均年齢では村全体での平均年齢が50歳代となったものが11集落に上るといふ、そういったところでございます。

その次に、右側に高齢化率というところでお示しをしております。その中で、65歳以上の人口に係る比率をお示ししております。その中で、あまり聞きたくなかった言葉なんですけど、限界集落という言葉がございます。人口の50%以上が65歳以上の集落を言いまして、それは農業用水や森林、あるいは道路の維持管理、冠婚葬祭などの共同生活を維持することが限界に近づきつつある集落を言い、共同体としての存続するための限界という意味で、限界集落と表現されるというところでもあります。この65歳以上の人口比率が一番高い集落で33番目に書いております集落が約46%、40%以上も合わせますと5集落程度あったりします。つまり、2022年時点では福崎町においては限界集落は存在しないものの、50%間近の集落があるということがあります。

次に、限界集落に次ぐ状態になりますが、55歳以上の人口の比率が50%超える場合に準限界集落と表現されまして、福崎町では2022年時点で7集落も

存在いたします。

1 ページ目の資料の 55 歳以上の欄を見ていただきますと、そこで見えます。全部で 7 集落ありまして、55 歳以上が一番高い集落、33 番目ですが 62% を示したりしているようでございます。こういった 7 集落が顕著な状態であろうと思うのですが、若い方々、子育て世代の転入が今後なかなか見られない場合ですとか、あるいは集落ごとの今後の人口構成がどうなるかというの分からないんですが、こういった 7 集落については 10 年以内に限界集落に移行する集落が出てくるのかもしれませんが。

議 長 一般質問の途中ですが、休憩を取りたいと思います。
再開を 10 時 50 分といたします。

◇

休憩 午前 10 時 34 分

再開 午前 10 時 48 分

◇

議 長 会議を再開いたします。

三輪一朝議員 そうしましたら、続きをさせていただきます。

各議員のほうにも資料が行き渡ったようですので、その資料の後に、2 ページ目の説明といたしますか、つまり状態を見ていただくということになります。この 2 ページ目は町内の全 33 集落のデータであります。これは 2002 年の各集落と 2022 年のそれぞれゼロ歳から 19 歳なりの人口の変化を見たものでございます。多くの集落が、例えば一番左上の集落ですと、ゼロから 19 歳のところをご覧いただきますと、60% の状態になっている。つまり 4 割減っているということが読み取れます。その中で、市街化区域にあるであろうこの表の 2 段目の左から 3 番目の集落であります。164% という、こんな数字が見えたりしております。そういった状況の中で、一番右下が福崎町全町におけるその状況ですが、81% となっておりますので、19%、約 2 割ぐらいこういった年代が減っているんだろうなというところであります。

つまりこれをご覧いただくと、増えているのが 5 集落で、10% 台の減少が 3 集落とか、40% 台の減少が 6 集落、そして 50% 台の減少が 3 集落とか、そういった集落も見えるわけであります。つまり減少率の高い集落と、1 ページ目にご覧いただいた集落と重なるところがあるかと思っておりますので、40% とか 50% 減っている集落は、言葉はよくありませんが、相当悪い状況であろうと思えます。

次に、資料の 3 ページ目をご覧ください。全集落をちょっと調べておりません。全部で 10 集落だけのデータであります。これは 2002 年におけるゼロ歳から 19 歳の人口が、例えば 100 人いて 20 年後の 2022 年には当然 20 歳の年齢を重ねますから 20 歳から 39 歳へなっていくということになります。その中で、転入転出あるいは死亡でありますとか、そういった状況がありますので、その 19 歳までの未成年層が 20 年後にどうとどまっているかということ、大まかに読み取れるのではないかとということをつくったものであります。この中には 20 年後には 20 歳から 39 歳に 2020 年になっておりますので、この間に婚姻による転入転出もあったりするわけであります。

この中で、3 ページの表の一番上の段の左から 3 番目の集落につきましては、2002 年の状態は 226 人だったものが 20 年後の 29 歳から 39 歳になるとしますと、42% 増えていると。つまり転入が、死亡なり転出もあつたらうと思うのですが、転入が極めて多かったことから 42% も数字が変化が見えている

というところでもあります。

逆に2段目の表であります。一番左の集落ですと、ここで見てみますと、人口がマイナスの56ということ、半分以下になっているとかということが、そういったところが見えて取れます。つまり、このマイナスで示した集落につきましては、1ページ目の人口がどれだけ減少しているかということをおおまかに示した表とマイナスの集落が重なってくるのではないかと思います。全部が全部ではないにしても、そういった傾向にあるのではないかと思います。ですので、2ページ目では子どもの数は3割減っている、4割減っている。なおかつ、その生まれた方々も20年後にはかなりまた転出で減っていると。つまり7割、生まれた子どもは7割減って、残る子どもが7割ですと、七七四十九、ほぼ半分ぐらいになっちゃうとか、そういった非常に荒っぽい考え方もかもしれませんが、そういった推定ができるのではないかと思います。

こういった状況が何世代も続くとなると、40年とか50年なのか、そう遠くない将来なのかかもしれませんが、限界集落と呼ばれる集落が増えたり、そして前回の一般質問でもさせていただきました地域力という問題の減衰ですね。減ったり衰えたり。そして合わせて個人の資産であります山とか農地の荒廃などの影響も顕著になるのではないかと、そういった想像をしているわけでございます。ですので、市街化区域にありますこの今、役場周辺の集落とそうでない集落との差が顕著のように捉えたわけでもあります。そういったところから質問に入らせていただくわけでもあります。

質問の1番目でございますが、その理事者側の皆様にも1ページ目、2ページ目、3ページ目なりのそういった複数ページの資料をお示ししたわけなんですけど、これらの人口に係るデータにつきまして、私の思いでありますけど、人口問題の捉え方として、軽い症状という軽症ではなくて、町全体としては軽症なのかもしれませんが、それ以外の集落、周辺集落についてはなかなか軽症ではないのではないかと判断をするものです。そういったところであって、こういったデータもあるのですが、この町当局はこの福崎町におきます集落個々の少子高齢化、あるいは人口減少の状況についてのその程度と伺いますか、言葉も問題なのかもしれませんが、悪さ度合いと伺いますか、に係る認識はどうであったのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 集落個々の少子高齢化、人口減少の状況につきましては、質問議員のデータのとおりだと思います。町全体での少子高齢化、人口減少の状況は住民基本台帳人口で令和3年中の出生者138人、死亡者202人に対し、令和4年中は出生者106人、死亡者238人で、出生者は32人減少、死亡者は36人増加。総人口につきましては、令和3年12月末の1万8,857人に対し、令和4年12月末では1万8,746人で111人減少しております。高齢化率も平成27年国勢調査では27.3%のところ、令和2年国勢調査では28.8%となっております。人口減少が進んでいると認識しておりますが、人口が減少する中でも質の高い豊かな暮らしが営まれる福崎町をつくるのが大切だと考えております。

三輪一朝議員 今、企画課長がおっしゃったとおりでございますが、数字的にどう捉えるかという問題の回答はなかったわけなんですけど、そういった人口減少であったり、高齢化率の進展についても認識されているものであろうと思うのであります。

そういった中で、また私がお示しをさせていただいたところになりますけど、先ほどの説明の中でも19歳までの未成年人口が20年後にどうなったかということも申し上げました。その中で4割以上の人口減少になっているのが9集落あって、最大6割程度の減少の集落があるとお示しをしております。これらの集落

がその出生した子が子育て世代となった場合に、3ページ目の資料に関係してるわけなんですけど、一層減少していくであろうと。つまり今データが、転出があるというところの中で、つまりその人口なり子どもさんの数、未成年者の数、維持していこうと思いますと、爆発的とも言える合計特殊出生率を記録しない限り、その出生数の維持なり転出を見込んだ、そういったところがなかなか人口の維持にはつながらないとは思いますが、この福崎町におきますさらなる出生数の低下をどう見込んでいらっしゃるのか。その本町の見解はどうなのか。お尋ねをいたします。

企画財政課長 第2期福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンでは、今から37年後の令和42年度、2060年の人口は推計で1万4,612人となり、何も対策をしないと令和2年国勢調査人口1万9,377人に比べ、4,765人人口が減少すると見込んでおります。結婚、出産、子育て、教育について、切れ目のない支援を行い、目標の合計特殊出生率1.8を達成すると、1万6,342人にまで引き上げることができるという将来人口の展望を示しており、これに向けた取組を行っているところです。

三輪一朝議員 つまり対策は当然、必要であるというところの中で、本議会は予算の議会でもありますので、その中でいかに出生率を高める、あるいは転出を少なくしていくという、そうした施策が必要になってくると思います。

そういった中で、現に今、一昨日の一般質問におきましても、同僚議員が山林の問題でありますとか、農地の問題なりを質問はされていったわけでございます。とはいえ、一部の人口維持集落、あるいは一部の人口増集落以外につきましては、類推する限りではございますが、今後、高い確率での限界集落の発生ですとか、あるいは準限界集落の増加でございますとか、人口減少スパイラルに陥る集落が発生する可能性も高いと思うのです。

その中で、自治体ごとの人口の減少の状況ですとか財政力の差異が顕在化して、その差異を埋めるべく過疎法が生まれてきたという認識も成り立つと思います。国のその過疎法に関する考え方を本町に当てはめる考え方をしてはどうかとの考えも生まれてくると思います。ただその適用は非常に難しいとは思いますが。今まで申し上げてきたその集落ごとの人口の推移状況、あるいは青年層の転出、あるいは少子化の傾向でということで、最初に申し上げた集落間の二極化の進展がどうしても進んでいってしまうということで推定をせざるを得ないのではないかと狭い考え方かもしれません。そういったことから、過疎法の趣旨ではありませんが、二極化していく集落の差異、差を埋めるためのその当該集落への施策につきまして研究を進めるべきであろうと思うのですが、町の考え方につきましてはいかがでしょうか。

企画財政課長 従来から自立のまちづくり交付金事業や自治会公共施設整備事業等、自治会への支援施策を行ってまいりましたが、第6次総合計画を策定するに当たり、こういった課題に対する施策の検討の必要はあると考えております。

三輪一朝議員 後に出てくる質問の回答もしていただきまして、ありがとうございます。でもそういった何らかの研究なり対策も必要であろうというところで、町の前向きな対応をぜひぜひお願いするものでございます。

次に、こういった環境になってきているものの一つに、町長も当初におっしゃっておいりましたその市街化調整区域に係るその法の制約のところでもあります。地縁者住宅制度であったり、新規居住者区域という言葉についても町長からお示しございました。

その中で、これは本町が町域の均衡な発展を目指したいというところの中での

人口減少が考えられない時代であったんだろうと思うんですが、都市計画法はそういった時代に制定をされて、本町もその制度を導入していったわけであろうと思うのです。そういった中で別途制度として、家を建てる制度として農家住宅と一般的に言われる制度もございます。そして、都市計画法の絡みの中で地縁者住宅制度というものもしばらく前に導入をされていったわけです。

この地縁者住宅制度につきましては、新たにその地域に住んでいただくというところの中で、居住したい大字に隣接している大字だと思っておりますが、10年以上居住した地縁者が居住できる、そんな制度であろうと思っておりますが、この農家住宅ですらなかなか利用者数が少ないという環境があると思っております。従来ですと、各集落に住んでいらっしゃる方、農地をお持ちの方も多かったはずでありますから、その中で分家住宅とも言われる農家住宅の制度も利用しようと思えば利用してこれたわけなんです、なかなか少子化もあって、利用の実態としては多くないということでは思っております。そして、地縁者住宅制度につきましても、平成になってから入れていただいた制度であるのですが、なかなかこれの利用者も多くないという環境があると思っております。

今、申し上げたその農家住宅の制度であったり地縁者住宅制度につきましては、もともとの土地に関係のある、つまり分母として居住するであろうという方を分母とすると、それが非常に限られているということを感じるのに対して、今、新規居住者区域の制度でありますと、誰でも住むことができ、さきに申し上げた制度より多くの方を分母にできるとは思うのですが、いきなりその集落に全く関係ない方がぽっと入るといってもなかなか、大手あるいは中堅のデベロッパーさんの開発がない限り、なかなか難しいとも感じております。

そういった中で、現時点での新規居住者区域ということについては、町長も拡大させたいという思いをお持ちでございます、とはいえ、現時点では設定集落自体が少ないということ。それと設定されていても、比較的狭いエリアの設定にとどまったり、あるいは現設定のエリアにつきましては、旧集落駅に隣接していることが多いという地図を見たり感じたわけなんです、そこで濃い集落付き合いとなるということが想定されるわけで、心理的な負担もあるのではないかと思います。そういったところからの質問でございます。

国に働きかけるなどして、その新規住宅地域も制度としてはいいとは思いますが、住宅の新築に係る制度に大きな変革をもたらすことができ、かつほかの社会的課題を引き起こさない制度の創設が可能であったらしたいと思っておりますが、そのノウハウなりその制度がどうあるべきかというところも不勉強で分かっていないのですが、こういった住宅の新築に係る制度で、なおかつ大きな変革をもたらすことができ、ほかの社会的課題を引き起こさない制度の創設については可能なか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 議員がおっしゃいます、大きな変革をもたらした上で、ほかの社会問題を引き起こさないような制度の創設が可能かという問いなんです、これは全国的にも非常に大きな話であると思われ、現時点でそれに回答できるような情報などもありませんので、なかなかこの場でお答えするのは難しいというふうに捉えております。

ただ、しかしながら、例えば今お話がありましたような特別指定区域制度、こちらの活用につきましては、兵庫県は全国でも一番最初に制度化されております。その兵庫県の中でも福崎町はまたトップでこの制度の指定を行ったという経緯もございます。今後もこのような国や県からの新しい制度などにつきましては、いち早く有意義に活用できるよう積極的な情報収集などは行っていきたいというふ

うには考えております。

三輪一朝議員 実際、予想していた回答というか、なかなか難しいのは分かっているが、その今、課長がおっしゃいました思いは常に持ち続けていることが前向きな対応に結びついてくるであろうと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問になりますが、企画財政課長からも部分的なご回答を既に頂戴しているわけなんです、人口減少問題とかこういって出生率の問題に係る課題であります。本来は国が主導して抜本的な対策を打ち出すべきとの、町長もおっしゃっていたの、私もそう思うのではあります、国にも今、動きをかけようと思ひますが、なかなか具体的ではございません。そういった中で、ほかの自治体では単独で国から先行して、つまり自己財源を充当するというやり方で独自施策をしていらっしゃる自治体もござひます。

先ほどの質問の中で企画財政課長がおっしゃった何らかの対策をしたいというところで捉えたわけなんです、自己財源の拠出を伴う独自施策につきまして、現在、現時点で独自はまだこれからなんです、方向性としてはこの人口減少率高齢化をどう捉えているかによって拠出していくというところも変わってくるのかもしれませんが、町当局の考え方はどうなのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 令和5年度予算では、町独自の事業として不妊治療費助成事業や創業支援事業、公立認定こども園保育業務支援システム導入事業など、出生数の増加や雇用創出、移住定住、子育て支援に対する事業を予算化しております。

総合戦略では、町の特性、長所を生かし、安心して健やかに暮らせる環境を充実することで、転出の抑制と転入の促進を図ることとしており、今後も人口減少に対し効果的な施策がないか検討してまいります。

三輪一朝議員 それにつきまして、ぜひぜひ何とかしないと、後の世代が困ってくるということになってこようかと思ひます。今ご回答いただいたことで、次の質問の中身は重複するので割愛をさせていただきます。

今、企画財政課長がおっしゃった中身は町全体の施策というところもあって、一部につきましては、自立のまちづくりということで、集落個々への施策というところもご回答を頂戴したわけなんです、その中で集落個々ということで、自立、自主性を持たせて財源をお渡しして、それで考えていただくというところもあるのですが、その集落個々の人口減少に一步踏み込んだ計画なりというところの必要性についてどう捉えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 総合計画は基本構想で町の将来像やまちづくりの方向性を示し、それらを実現するための施策や取組を基本計画で定めるものとしております。集落個々の人口減少に対するための具体的な取組については、総合計画に盛り込むのはそぐわないと思ひます。

三輪一朝議員 総合計画に組み込むのはなかなかしんどいと思ひますが、何らかの対応が必要と判断するということになりますと、それはやっぱりやるべきであって、総合計画にはないけどもやるんだということになってくるとは思ひます。

次に、最後の質問になります。

今、企画財政課長がおっしゃった第6次総合計画というところに関連する中身でござひます。この総合計画につきましては、人口減少の過程において、いろんなところが発生するものと思ひます。税収が減ってきたり、それに伴う行政サービスがしにくくなったり、ライフラインあるいは社会資本の維持、それと地域コミュニティの維持なりなり、そして地域コミュニティが持つ伝統文化の維持・継承でありますとか、そういった様々な課題が、今でも顕在化しているところ

ろがありますが、もっともっと顕在化していくであろうと思うのであります。

このようなことに対処するピンポイントの、これまで企画財政課長がおっしゃった中身と重複するのかもしれませんが、そういったところに対処することの組み込み、また組み込みのレベルについて、今お考えの範囲でお答えを頂戴したいと思います。

企画財政課長 今回の第6次総合計画の基本計画体系におきまして、ともに住める持続可能なまちづくりといった柱立てを行い、その中に地域交流、コミュニティーの推進や行政サービスのデジタル化、広域行政といった分野も取り入れていくこととしており、課題解決に向けた取組や今後の方向性を示していくこととなります。

三輪一朝議員 そうしますと、今、財政課長がおっしゃったことの具現化につきまして、一層の配慮につきましてお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。

次、8番目の質問者は、宇崎壽幸議員であります。

質問の項目は

- 1、社会資本整備総合交付金事業について
- 2、地方創生拠点整備事業交付金について
- 3、前回の質問（監査委員による監査）について

以上、宇崎議員。

宇崎壽幸議員 議席番号8番、宇崎壽幸でございます。議長の許可をいただき、一般質問をいたします。

小学校6年生の児童、中学校3年生の生徒の皆さん、ご卒業おめでとうでございます。新型コロナウイルスにより、いろいろと行事にも制約された中、学校生活にもいろいろと支障があったと思います。また、先生方のご指導等により、無事に卒業することができました。本当にありがとうございました。

さて、一般質問の内容は社会資本整備総合交付金事業について、2点目、地方創生拠点事業交付金について、前回質問（監査委員による監査）についてであります。今回の質問は開示請求に対する町の対応であります。1点目は社会資本整備総合交付金事業空き家再生等推進事業補助金についてであります。特定非営利活動法人「コミュニティーカフェ河童のさんぽ道」が社会資本整備総合交付金事業空き家再生等推進事業補助金を利用し運営されました。国の補助金では、古民家、空き家、いろいろな補助金制度がありますが、どのような補助金制度を利用されたのか確認したいのでお願いいたします。

まちづくり課長 この制度は今、言われておりますように、空き家再生でございます。空き家となっております住居を改造して、地域の発展コミュニティーに寄与するものに対して国及び町が随伴で補助を行っているものでございます。

宇崎壽幸議員 申請者は誰になっておりますか。ちょっとその辺またお願いいたします。

まちづくり課長 申請者は、当時は仮称でございましたが、特定非営利活動法人「コミュニティーカフェ河童のさんぽ道」となっております。

宇崎壽幸議員 古民家の空き家対策等ということでございますが、場所はどのような形になつとるんか。番地等をお願いいたします。

まちづくり課長 対象の物件は福崎町西田原1020番地でございます物件でございます。

宇崎壽幸議員 この今、課長のほうから報告があったんですが、補助金に投入されたということで間違いはないですかね。

まちづくり課長 補助金ではありません。交付金事業でございます。

宇崎壽幸議員 オープン当初は近隣の住民の皆さんに対して無断の駐車場とか、そういうトラブル等もあったらしいです。ところが、数年後には元職員が来なくなったと。ま

た外壁の看板等が塗り直されて、それでこのカフェがどうなったのかと。いわゆる地元の方が心配されまして、地産地消のカフェが第三者の方がどないなってるんだろう、又貸しされてるんじゃないか。また、施設の中の内容も又貸しされているんじゃないかということで確認されたわけでございます。そして、住民からまた同業者から10年以上運営するということを知ってたんですが、現在、どのような経営になってるんだということで確認してほしいということで、令和5年度1月20日に開示請求をさせていただきました。その中の回答で、平成28年4月28日にこの空き家再生等推進事業補助金が、通称河童のさんぽ道が町長に提案されたわけでございます。その回答の中に、10年間以上運営を継続すると。この大変厳しい条件で、また誓約書等が出されているわけでございます。そして同年、平成28年の9月の9日、補助金確定通知書の通知が236万円という通知がされたということでございます。そして、平成28年10月の28日に補助金が支払われたということでございます。ここまでは第1回目の開示請求でいただいて、令和4年、昨年度ですね、6月に建物の所有者が居住として使用したいので返却の要望があると。また返却となれば、申請時に誓約した10年間の運営継続が不可能となると。補助金の返還が生じるのではないかと確認願いたいとの相談があったと。町から兵庫県に対し、上記の内容について相談。補助金は国庫金であったため、兵庫県から国担当者に照合された。同じく令和4年、昨年度ですね、7月、国担当者から補助金交付金要綱の中には、Uターン者の居住目的を対象となっているため、今回の場合、建物所有者が居住としての使用（加古川市より福崎町へのUターン移住）によって、国の国庫金の返済対象には該当しないと、このような回答されました。この内容の中に、返還対象とは該当しないという回答をいただいた。町の補助金制度について、国制度と同様の扱いとしていきたいので、補助金の返還は不必要と判断された。そして、これが町民さんに見せてくれということで見せたわけですね。そうしたら、同じ同業者の方が、いわゆる令和5年の1月20日分の開示請求の回答の中には、尾崎町長の報告書であったわけですね。この報告書、第1回目の報告書で、これ間違いございませんか。

まちづくり課長 はい。そのように回答させていただいております。

宇崎壽幸議員 ここが一番重要な日時、担当者名が記載されてなかったわけでございます。そして、令和5年2月8日に再度、開示請求させていただきました。その第1回目の質問は平成28年4月の28日において、10年間以上運営を継続、売却を行わない誓約しなさいと提示されている。この中で回答いただいたのが、町は運営者、事業者に対し、誓約書の内容について説明したが、運営事業者は建物所有者の意見を尊重したい。補助金の返還については対応するとの考えであると。また、回答が変わっていったわけですね。そして今度、令和4年の6月頃の町から兵庫県に対して上記の内容について相談。補助金は国庫金であったため、兵庫県から国担当者に照合、記載されたんですかということで質問したわけですね。そうしたら、国担当者に照合したことについて、誰が回答したんですかということ言われたわけですね。これは、第2回目の回答ですよ。その中の回答が、国担当者については、県担当者から行っているの、町では把握しておりませんということで、この第2回目の回答いただいたわけですね。そして、補助金の取扱いは兵庫県のまちづくりの都市計画課市街化部の〇〇さんという人が担当されたということで。この中に、またお客さん、同じ同業者やと思っておりますが、国に確認されました。大変厳しい条件で誓約取っておりますと。10年以上運営することである。国の誰がこんなメールの回答しましたか。確認してください。県の補助金は一切出ないの、回答すべきではないと。県のまちづくり都市計画課整備の〇〇さん

に関係者が確認されました。当初は違う回答が出てきました。国には回答を求めている。本人は申請の誓約書どおり返還すべきである。誰かからそういう圧力があつたんですかと言うて、関係者に聞かれました。いや、もう黙られました。そうしましたら、当初第1回目の開示請求で、私はそのとおりだと思つたわけですよ。ああ、やっぱりそういう事業って、国の補助金制度ですね、それのにちょっと内容が違って来たわけですよ。ここが一番大きな問題で、本当にこの最初の第1回目の開示請求で内容、名前も何もなかったんですが、誰がこの第1回目の開示請求の回答されたのか。表紙はそれは町長ですよ。その点、どうなんでしょうかね。

まちづくり課長 この経緯につきましては、担当課長として私が作成しました。

宇崎壽幸議員 それであれば、なぜこのような違う回答が、2回目の回答が出てきたのか。その辺ちょっと理解、私もできないんですけど、実際どういう形の対応を今現在されとんのか。お尋ねいたします。

まちづくり課長 すみません。議員の言われてます当初の回答を今の回答が違うという意味がちょっと私には分かりませんので、現在の状況については報告させていただきます。

回答にもありますように、町としましては、国の補助金の返還は不要だという判断が聞いております。町といたしましても、国に随伴して行っています交付金ですので、国と同様に補助金の返還は必要ないという判断で今やっております。

宇崎壽幸議員 2回目の回答では、国の、いわゆる県の担当者も返還してもらいたい、そのような回答もらっているんですよ、これ。だから、また県の〇〇さんという人もこれ返すべきでありますよってということ言われとんですよ。開示請求のこの2回目のね。今そういう形でいっているのに、当初の第1回目の回答そのものだけというのであれば大変なことになりますよ。第2回目の開示請求の回答は違うということになっていいんですかね。

まちづくり課長 一緒だと思っています。

宇崎壽幸議員 そうしましたら、もうお金は返還求めないということで回答はよろしいですね。

まちづくり課長 はい、そのように判断しております。

宇崎壽幸議員 社会資本整備総合交付金事業交付金要綱の中に、第13指導監査等について、交付金対象事業を検査し、その結果、違反の事業が事実があるときは命令し関係者に連絡しますとのことをいただいとるわけですよ。国からね。このような形を対応取らせていただきますので、よろしく願います。

次は2点目であります。地方創生拠点整備総合事業交付金であります。もち麦の恵みで地域ジャンプアップ、6次産業がされたわけですが、近畿農政局、6次産業の担当者から心配されとるわけですよ。認定農家、営農組合、現在、課長、何件あるんですかね。

農林振興課長 認定農業者ですが、これは23名。営農組合ですかね。営農組合は19の営農組合がございます。

宇崎壽幸議員 本当に高齢の中で、農業に一生懸命取り組んでおられるわけですが、特に地域の農業の保全に尽力されている方々がおられるわけですが、農業従事者は60代から今現在70代になっている。今後、農業を知らない世代になっていくと思うんですね。恐らく放棄田等が発生してくると思います。その中で、今回の6次産業において、町の目的は当初から地方創生拠点整備事業交付金を利用して、本当に会館の改修工事だけが目的であつたのではないかと、このように思うんですけど、課長どうですかね。

農林振興課長 改修も一部の目的ではありますが、このタイトルのとおり、6次産業、地域農

業ジャンプアップ、これが目的でございます。

宇崎壽幸議員 それでありましたら、近畿農政局も何とかその6次産業に力入れてほしい。恐らく心配されているんですよ。どうなっているんだということでございます。

そしてこの補助金は、内容は貴団体、2, 280万円の補助金が国から町へ補助金出ているという、この貴団体となっているわけで、どの団体に今、支援されたいうんか、融資されたということになるんですか。

農林振興課長 今、地域農政局とか言われてますけども、地域農政局はここで担当ではございません。2, 288万円、これどこにというか、これ福崎町が授与しておりますので、2, 288万円は交付決定を受けまして、事業の完了後、事業に決まりますんで、2, 155万3, 756円を町がいただいているということになります。

宇崎壽幸議員 本当にこの設備投資も豪華な設備投資されて、それで6次産業に目指されたということでございますが、この機械の選定についても町が購入したということですか。その点、どうなんでしょうか。

農林振興課長 町が購入をしております。

宇崎壽幸議員 6次産業というのは、国いわく、営農組合あるいは認定農家の方々に融資するものであって、町に融資していないということでお聞きしたんですけども、この今、課長の報告の中では、地域創生拠点整備事業が町にいただいたんだということで解釈させていただきたいと思います。

そうしますと、この6次産業が不自然な、いわゆる6次産業に対して全てこの事業計画見ますと、単年で全て事業が終わっているんですけども、やっぱりどうしても6次産業を繁栄するのであれば、このふれあい会館に事務所を設置して、そして従業員を雇用して販売促進に努力されたら、やっぱりその分6次産業として伸びていくわけでございますが、何かその点ちょっと伸びていないと、事業計画があまりにも伸びていないという報告でいただいたわけでございますが、いわゆる事業計画の申請と事業結果報告が違うんですよ。その点をどのような形でこれからの6次産業というんですか、指導されるような、その辺だけちょっとお願いいたします。

農林振興課長 何か事業計画に沿っていないようなことをしているような言い方をされましたが、事業計画に沿って事業を実施しております。ここで事業所を開いて云々という話ですが、ここで開く必要もございませんし、今から6次産業、農業者の皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。

宇崎壽幸議員 この中の内容で、事業計画についてまた開示請求させていただいておりますので、その資料についてはまた頂きたいと、このように思っておりますので、お願いできますか。

農林振興課長 はい。開示請求があれば、お出しいたします。

宇崎壽幸議員 ひとつ何かこの事業についての取組をまた、内容についてお願いしたいと思います。

次に、前回の質問の監査委員による監査についてであります。

多くの自治体の関係者から、テレビ中継見ましたよということで激励いただきました。福崎町の監査委員が検査調書も確認せずに、また自ら区長委託料を受給するか。町民に対して監査の立場として不適切でありますよって。監査委員としての義務が果たされていない。もし、不正の判明した場合は監査委員として責任ありますよということでは言われたわけですが。町長の発言で、鳥岡監査委員は人格で見識ともに立派な方であると。多くの自治体から、そのような見識の方であれば早急に返還すべきである。既に返還されたのか確認してくださいということなんで、それってどうなんでしょうか。

総務課長 令和4年12月の議会で答弁させていただいたとおりでございます、返還は不要でございます。

宇崎壽幸議員 自治体の皆さんから財務規則が重視されておりますよ。この事件についても調査依頼してください。会見がなければ、この近隣で今、会計監査員が入られておりますので、そのような形で報告してくださいということでございますので、またその辺も重視させていただきたい。

これによって、私の一般質問を終わります。

議長 以上で、宇崎壽幸議員の一般質問を終わります。

次、9番目の質問者は、小林 博議員であります。

質問の項目は

- 1、教育行政について
- 2、介護保険・健康保険（国保・後期高齢者）の今後について
- 3、職員配置について
- 4、安全なまちづくりについて
- 5、信頼と住民参加の推進について

以上、小林議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。

これまで一般質問で繰り返し取り上げてまいりましたJR福崎駅のバリアフリー化、その中心課題でありますエレベーターが完成をいたしました。早速利用してきたなどの声が私にも寄せられております。それぞれ努力いただいた皆様に感謝をいたします。今後は駅の人員削減がされてきているので、安全な運行を求めていきたいと思っております。

さて、本日の質問ですが教育行政についてであります。

全国的に学校に行けない子どもが増えてきているという報道が繰り返し行われております。福崎町の不登校の学校ごとの動向と最近の状況について、その動向と対応について質問をさせていただきます。

学校教育課長 不登校の問題につきましては、教育委員会としても大きな課題と認識をしております。ご質問いただきました各学校ごとの動向につきましては、その数字が独り歩きをして、学校の評価につながるおそれがありますので控えさせていただきたいと思いますが、これまでも小学校全体、中学校全体での人数は報告させていただいておりますので、今後もそのくくりで報告したいと考えております。

令和5年2月末時点におきまして、小学校の不登校児童が14名、中学校の不登校生徒は33名ということになっております。

小林 博議員 昨年の秋の教育委員会の記録を見たのですが、この上半期よりもこの下半期になってさらに増えておるといふような感じを持つんですが、そのとおりですか。

学校教育課長 上半期、下半期と申しますか、1学期で10日、2学期で20日、3学期で30日というそのくくりで10日を超えればカウントし、2学期で20日を超えればカウントしということになっておりますので、ちょっとその数字についてどのようなことで報告したのか今、定かではございませんが、トータルの数字としまして、先ほど申し上げました2月末時点における小学校の不登校児童が14名、昨年同期で13名でありますので、小学校では2月末現在で1名の増。同じく中学校におきましては、2月末現在で先ほど33名と申し上げましたが、昨年同期、2月末時点で29名ですので、4名の増ということで、若干増えております。

小林 博議員 この5年間、6年間という数字を見ますと、かなり増えてきておるといふ方向にあると思うのですが、特に高学年になるほど増えてきておるといふことですが、その原因等なかなか分かりにくいというふうなことの答弁が昨日もありましたけ

れど、やはり原因が複合しておるとはいえ、それに対する対応策を考えていけないのではないかというふうに思うのですが、その点、どうなんでしょうか。

学校教育課長 学校におきましては、担任教諭中心にその児童生徒、個人に合ったような形で対応しております。家庭訪問をはじめ、様々対応しているところではありますが、子どもさんの状態によりましては、例えば、どこかの医療機関を受診された子どもさんがいらっしゃる場合、医師から無理に登校刺激を与えないようにという見解を示される場合もあります。さらに、昨日も一般質問ありましたが、社会における立場づくりという観点からのフリースクールという形の施設に対する考え方も変わってきておまして、社会的自立を目指すという観点で、学校に来ることだけが目的であった以前とは違ってきているという観点で対応しております。

小林 博議員 そういう流れは私も聞いてはおるわけですが、やっぱり基本は学校教育をいかに充実をして、福崎町の子どもが学校で学んで成長してもらうかというふうなことが大事であろうと思うんですね。もう学校に来たくない子はもう無理して来させなくともいいわというふうな格好で、ずっとそれで流れていってしまいますと、これまた妙なことになるのかなというふうな思いもするわけですが、その点、どうなんでしょうか。

学校教育課長 全体的な流れを申し上げたわけでありまして。ただ、学校に来ていただいて、みんなとともに学ぶということは重要視しておりますし、例えば、保健室まで来られるようにしていくとか、別室登校にしていくとか、午後から来るとか、できるだけ学校に戻ってこられるような対応でスモールステップといいますか、徐々に学校に戻れるような対応も含めながら進めているところでありまして。

小林 博議員 ぜひ成果の出てくる方向での検討が要ると思うのですが、以前に八千種でやられておったあのような教室が最近はないのではないかという声もあるのですが、そういうものの復活等は必要ないんでしょうか。

学校教育課長 中学校を中心に適応指導教室というものがあります。小学校にもほんわかルールというような名前でも、なかなか教室には行けないけれども、保健室までは来られるという子どもさんの学校内における居場所づくりとしては存在もしております。さらに、予算委員会でもご説明いたしました。令和5年度からサルビア会館におきまして、火曜日と木曜日、一応子どもさんは朝なかなか起きにくいという子どもさんが多いので、午後を中心に考えたいとは思いますが、週2回、不登校指導員が常駐いたしまして、そこで様々な悩みを抱えた子どもさんに向けて、学習も含めて対応をしていきたいと思っております。

小林 博議員 いずれにしても、最近のこの増加傾向というのは大変心配をされております。そんな面で、これ以上ちょっとという材料を持ち合わせてはおりませんが、よろしく、積極的な取組といいますか、必要な取組を求めておきたいと思っております。

次に、トランスジェンダーなどという言葉も最近よく聞くようになりました。福崎町においてもそうしたことを検討するべき時期に来ておるのではないかという声を聞いております。もう制服の見直し等を進めていっておるというふうなところもあるようではありますが、福崎町の教育委員会ではどのように認識をしておられるでしょうか。

学校教育課長 ジェンダーレス制服についてということでありまして、これにつきましては教育委員会や教師主導で取りかかるのではなく、生徒たちに性的思考、性自認などの性差に関する人権意識の高揚につなげながら、今の制服についてどんなところに課題があり、どのように改善していくか十分に考えていただいた上、生徒会を

中心に生徒主導で進めていって、教職員、PTAの共通理解につなげていきたいと考えております。

小林 博議員 具体的に教育委員会でその必要性について出てきておるとかという、そういう認識はされてはいないということですか。

学校教育課長 実際に教育委員会の中でも、教育委員さんのご意見を伺ったこともございます。ただ、先ほど申し上げたように、やっぱり主役、主体は生徒さんがどのように考えて進めていくかということに力点を置いて進めていきたいと思っております。

小林 博議員 既に姫路やら、あるいは山崎のほうでは中学や高校等でセーラー服からスラックスなり、あるいはキュロットの方向に変わってきておるといふところもあるようでありまして、福崎町でもそういうふうな必要性があるという具体的な声を聞いておりますので、取り上げさせていただいておるといふことであります。単なる生徒任せにするのだけではなく、教育委員会としてももう少し踏み込んだ検討があってもよいのではないかなと思うのですが、その点、どうでしょうか。

学校教育課長 生徒任せということではございません。これもいわゆる教育の一環として、ジェンダーレスについて考える機会として捉えて、教育委員会も学校とともに生徒会と考えていきたいと思っております。

小林 博議員 いずれにしても、そういう声が出て来ておるといふことだけは、この場で紹介をしておきたいと思っております。

次にクラブ活動等の在り方がよく報道をされております。これまでもこの席でも取り上げられておりますので詳しい内容は避けていきたいとは思いますが、このクラブ活動の在り方について、その休みの取り方でありませうとか、あるいは外部の指導委託等々、いつ頃から福崎町では実施の方向にしようとしておるのか。あるいはそうでないのか。具体的な形での答弁をお願いいたします。

学校教育課長 部活動の在り方につきましては、様々ご質問いただいているところではあります。福崎町の教育委員会としましては、部活動地域移行に向けて検討の委員会を令和5年度で開催させていただく予定にしております。今のところの予定としましては5月以降で会議を開催していき、各種体育協会さんをはじめとした団体様の意向でありますとか、そこに横たわる様々な課題を捉まえて、福崎町でどのような形が一番合っているのかという地域移行の形を深く考えていきたいと思っております。

小林 博議員 いずれにしても、その地域移行という方向については進めていくという、そういうことですか。

学校教育課長 はい。学校における先生の働き方改革も含めて、そのような形が望ましいという部分もございますし、これを機会に様々なスポーツに取り組んでいける形ができたならよいと考えているところであります。

小林 博議員 分かりました。これらが教育の民営化の方向にどんどん進んでいかないうちに心配をするわけですね。その点については、教育長どうなんでしょうか。

教 育 長 学校教育の主体はやっぱり学校の教育委員会であり、学校の先生方だと思っております。先ほど部活動の地域移行、いつ頃から福崎町やるんやという質問があったかと思うんですが、令和5年度の状況については今、課長が申したとおりなんですが、完全に移行したいのは令和7年度末と思っております。令和8年度からは土日に限って部活動を地域に移行していきたいなというふうな考えで取り組んでおります。

小林 博議員 教育はやっぱり公がちゃんと責任を持つという、そういう姿勢が要ると思うんですね。先ほどのその最初の不登校の問題もありましたけれど、だんだんともう公の教育というのはもうやれるだけやったらいいんだというふうな、そんなふ

うな方向になっていくのではないかという心配をするんですが、その点についてどうなんでしょうか。

学校教育課長 教育をやるだけやったらいいというご意見、ちょっと私、もう一つ分かりかねる部分もありますが、教育基本法をはじめ、教育体系に基づいてこれまで進めてきておりますし、その方向は変わらないものと考えております。

小林 博議員 全ての子どもの成長に責任を負うという、そういう立場は忘れてもらっては困るというふうに思っておるところでございます。

次に施設の関係ですが、今回、特別教室の空調施設の関係は予算化されたように思いますが、体育館の関係についてはどのようになっているのでしょうか。

学校教育課長 現在のところではありますが、学校体育館への空調設備の設置の予定はございません。

小林 博議員 全く計画ないんですか。今、全国的にもそのことはよく課題になっておるわけですが、全くもう福崎町としては将来に向かってもう体育館についてはもう空調はやらないという、そういう考え方ですか。

学校教育課長 現在のところ、将来的にやらないということを決めているわけでもございません。ただ、教育委員会としましては、やるのであれば、小中学校6校ありますので、その全体計画の中でやっていきたいと思っておりますし、ただ、今トイレの改修をはじめ、また特別教室のエアコンも設置していくという中で、さらに長寿命化工事もまだ控えている。そういう中で、どのようなタイミングで要望をかけていくかというところを考えているところでございます。

小林 博議員 もし国のほうなりで、そういう方向が出てくれば採用するという、そういうことでしょうか。

学校教育課長 はい。令和元年当時、普通教室のエアコンについて、国主導で様々な補助制度もつくられ、それでまた福崎町も普通教室のエアコンはつけさせていただいたという経緯もありますし、そのような動きが体育館に出てくれば、積極的に対応していきたいと思っております。

小林 博議員 次に給食の関係について。

議長 一般質問の途中ですが、休憩を取りたいと思えます。
再開を13時といたします。

◇

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

小林 博議員 次に、給食費の関係についてお尋ねをいたします。

義務教育は無償とするという憲法の精神なり、あるいは給食は食育をはじめとして、教育の重要な一環であるということはもう既によくご承知のとおりかと思えます。そんな立場から給食の無料化への取組がずっと広がってっております。その流れはこのところ急速な広がりと言ってよい状況でございます。その内容につきましても、小中学校の完全無料化から、あるいは学年に限って、あるいは主食だけとか様々な取組も含めて各自治体で積極的な取組が進められておるところでございます。そのような全国的に大きく進んでいっておるその状況について教育委員会は把握をされておるか。あるいは県下の状況はどのように今年度進んでいっておるか、お聞かせをいただきたいと思えます。

学校教育課長 全国的にはそのような状況にあることも承知しております。

県下における状況でございますが、小中学校の無償化をしておりますのが相生

市と加西市、中学校の無償化ということでは明石市とたつの市、第三子以降無償化が姫路市、赤穂市、宍粟市というふうに把握しております。

小林 博議員 今年度、新たに香美町でありますとか新温泉町とか、猪名川町、太子町等々、ずっと取組を進めていってきております。

福崎町の場合、令和5年度の予算編成で値上がり分についての町負担というふうな方針が出されたのは承知をしておるところでありますけれど、子育て支援を最重要課題として掲げられるわけですから、そういうことになりますと、もう少し踏み込んだ積極的な対応があってもよいのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 物価高騰分の予算を要求させていただくに当たりましては、真に必要な価格を給食センターで算出したものであります。今後さらなる物価高騰によりまして、食材費の上昇がありましたら、必要に応じて町負担分の増額をお願いしたいと考えております。

町 長 私が子育て支援を町の最重要課題だと言うて捉えていることにつきましては、この議会の冒頭の挨拶の中でも述べさせていただいたとおりでございます。引き続き、この給食費の無償化についてもその子育て支援の中の大きな柱として捉えているところでございます。

ただ、今年度につきましては、繰入れですね。財政調整基金の繰入れが去年は3億8,000万円繰入れをしなければ予算が組めなかった。そして、今年度は4億2,000万円の繰入れをしなければ予算が組めなかった。そういった状況もございまして、残念ながら、今年度は見送りをさせていただきましたが、私はこの件につきましては何とか工面ができないかなというような思いでいることは、ここで申し上げておきたいと思っております。引き続き、関心を持って取り組んでいきたいと、このように思っております。

小林 博議員 町予算の組み方につきましては、毎年厳しい財政、厳しい財政と言われて、よく私言うんですが、1回も余裕があるという話は聞いたことがないと言うて言うわけですが、当初予算でそんなふうにして財調の取崩しとかいろいろ言われても、年度末になってまいりますと、かなり状況が変わってくるのは毎年のことであるというふうに思うんですね。ですから、予算の組むときにはそれなりの一定の余裕といいますか、何といいますか、そういう予算の組み方をやって、そうしていかにか厳しいように見えても最後には何とか帳尻を合わせて来られるという、福崎町の財政当局のこのすばらしさではあろうというふうには思いますけれど、ただ、財政論だけを言っておっては前に進まないと思うんですね。やっぱり意義が先にあると思っております。これ必要だという意義があれば、それに向かって取り組んでいくというその姿勢がないと、政治とは言えないのではないかというふうに私は思っているわけですね。

全国的にも数年前には全国で70数団体と言われておったものがもう急速に増えまして、今や300自治体に迫るといって、そこまで給食費の無料化への取組は進んでいっております。子育て支援ということを積極的に掲げて臨まれるなら、後れを取らない間に早くやったほうがよいのではないかというふうに私は思うわけですね。そんなふうな面で、ちょっと思い切った対応が要るのではないかと思います。今回540万円というふうなことですが、これではちょっと寂しいかなという思いを私はしておるところでございます。

教育長の場合、教育委員会でこういうことは積極的に検討はされてはいないんでしょうか。

教育 長 教育委員会でもその給食費の無償化については大きな課題であるということ

は認識、皆しております。けれど、先ほど言われております財源が限られておるといところでちょっとストップしております、財源を確保するためには何かを、教育内容を縮小したり削減したりしなければならないというようところが今一番の大きな検討課題になっております。ただ、教育委員会としては、現在のこの教育活動を後退させることだけはないようにしながら、今後、研究していきたいなと思っております。

小林 博議員 給食費の無料化とは学校教育だけではなし、子育て支援全体に係ることであり、さきの三輪議員さんの非常にすばらしい資料でも見て分かりましたけれど、やっぱりそういう福崎町の町の将来ということも考えた上での内容になろうと思うんですね。

教育長の側が今の答弁で気になるのは、何か新しいことをやろうと思えば、ほかのことを削らなければならないというふうな、そういうふうな格好になっておるんですか。教育行政はもう枠はこれだけと定められて、指示されておって、あと新しいことをやろうと思えば中で調整してやりなさいよということなとんですか。

教 育 長 命に関わることとか緊急を要する場合、町当局へ要望して認めてもらっております。

小林 博議員 どうも教育委員会のこういうことについては積極性が、この答弁からだけ見ますと薄いように、いうふうに思うんですが。もう教育内容のことであっても、もう町長主導で町長から指示されたことだけをその枠の中でしか仕事をしていないという、そういうふうなことではこういう問題についてはなかなか前に進まないのではないかと思うんですが、どうですか。

町 長 子育て支援費のことについてなんですけれども、たしか私が町長になった頃は国の子育て支援費、日本で1.5%ぐらいがGDP費でございました。外国のフランスとかスウェーデンとかそういったところでは3.5%とか4%近い子育て支援費であったと思います。そういったGDP費でお金をかけているところはやはり出生率が高いということで、一時には2.0%までいっていたんですが、今ちょっと落ちて、1.7%にとか1.8%にぐらいに落ちているようでございますが、やはり子育て支援を行う国は出生率も高いというようなデータが現れているというふうに、調べた結果、そういうことだったと思います。

それで今、日本がどうなっているかといいますと、子育て支援、国もいろいろやってくれてます。この間の新聞見ていると、それが2.0%になったということでございます。それを受けて、岸田総理はそれを倍増させるということをおっしゃったんですね。私はGDP費倍増させると、こういうことをおっしゃったんだと思っておりましたら、何かその後はいろんな大臣がこうやああやと言うて、どこが基準でその倍増させるかということまでは定かでないといった状況にはなっておるんですが、国も子育て支援には力を入れていこうというようなことで、いろいろ考えられているということでございます。今後は国も力を入れる、県も力を入れる、そして各市町も力を入れていくということが大事だろうと思いますので、今年度はこのような予算計上させていただいたんですが、先ほども申し上げましたように、この給食費については私も関心を持っておりますので、国、県と連携協力をしながら町をしてもしっかりと対応してまいりたいと、このように思っております。

小林 博議員 町長の姿勢はお聞きをいたしましたけれど、私はこれだけ近隣が、全国的にも兵庫県下でも全面無料化あるいは部分無料化等いろんな形で進んでまいりますと、やっぱり福崎町がこの段階で前に進み出さない寂しいなという思いをいたして

おりますので、その点は強く求めておきます。

教育委員会についてももっと自主的に遠慮した形での検討ではなしに、もっと積極的な、町長のところにもっと食らいついていくぐらいのそういう戦闘性を持った議論を求めたいというふうに思うんです。

それから、給食内容についてはいろいろな声や議論がありますけれど、できるだけ安全で内容のある喜ばれる内容についての改善を引き続きして行ってほしいと思っておりますが、そういうものの検討のやり方について答弁を求めたいと思います。

学校教育課長 まず給食の安全面につきましては、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルや兵庫県学校給食共同調理場危険管理対応マニュアルなどの基準を遵守し、調理等委託業者と連携を取りながら日々の業務に当たっております。

喜ばれる内容への検討ということでは4点ほどございまして、毎月19日を食育の日献立とし、兵庫県産食材や福崎町産食材を多く使用した献立や季節の行事食を取り入れた献立を、また毎年1月の全国学校給食習慣では日本各地の郷土料理や世界の料理を実施しております。

2つに、トライやるウィークにおきましては、中学生が考えた献立を年2回実施しております。

3つ目ですが、令和4年度に幼稚園から中学校まで各クラス担任に子どもたちの給食についてのアンケートを実施いたしました。好きな給食、苦手な給食、残量などを調査し、好きな人気のある給食は定期的に提供し、苦手な給食は調理方法や味つけなどを工夫しております。

4点目ですが、給食センターの栄養教諭が各学校を定期的に訪問し、子どもたちの給食の様子や話を聞いたりして、実態把握に努めておりますのと、こども園におきましては、令和4年度から保健センターの栄養士の職員もこども園に食育指導に回っていただいておりますし、令和5年度からは給食センターにも栄養士の資格を持った職員を配置しまして、幼稚園における食育にもさらに力を入れていきたいと考えております。

小林 博議員 他の自治体との比較なり、そういうことは検討されておりますか。

学校教育課長 はい。給食センターの配置されておる市町の給食センター所長会というのが西播磨単位等とございまして、その中ではそのような議論もなされておりますが、遜色なく進められていると感じております。

小林 博議員 近隣の市町の中で福崎町の給食の内容についていろいろな議論が聞くことがあるものですから、ちょっとこの点も注意を払っておいでいただきたいというふうに思います。

次に、社会教育の関係についてですが、これは一般会計の審査のところでも一言言ったのですが、社会教育施設はたくさんありまして、その新しい、古い、いろいろな状況がありますので、その管理は非常に大変だろうというふうにとすることは認識をいたしておりますが、住民の方々から特にトイレ等の施設の問題についてよく意見を聞いてまいっております。

したがって、こうしたことの施設関係について、どのような認識をしておられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

社会教育課長 このトイレ等につきましては、確かに新旧ございまして、多目的便所がある施設につきましては多目的便所に、それ以外の施設につきましても男子便所、女子便所に1か所以上の洋式便器を整備しております。必要最小限の整備はできているというふうに考えております。

小林 博議員 その周囲の状況からいって、ちょっと怖さがあるとか、あるいは施設の傷みの

問題、あるいは管理の問題、掃除の問題等いろいろ問題があるように思います。たくさん施設があって、先ほど言いましたように大変でありますけれど、一度点検も改めてしてもらいながら、快適なものに整備をしていくということが要ると思います。一つの施設の中では整理統合も含めたトイレの改善を訴えておきたいというふうに思っておるところであります。いろんな事故が起こったりすれば大変でありますので、そんな心配もされておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

次に、社会教育施設の利活用の問題については、前から一般質問もし、今期条例も改正が出されております。利用する住民の側の自主的な活用と、そうして教育委員会の指導役割があると思うのですが、この点がうまくかみ合っていないと、前に取り上げたような、9月議会で取り上げたようなそういった不満の出る方向があるというふうに思えます。最近もいろいろ私も何人かの方々、町民の方々と対話も重ねておるわけでありまして、とりわけこの利用者の自主性と教育委員会の役割ということ強く感じさせられております。ぜひ、この点についての絶えざる努力を求めたいと思うのですが、どうでしょうか。

社会教育課長 議員おっしゃっておりますのは、恐らくその予約管理の関係かと思うんですが、現在のところ、社会教育施設の予約管理につきましては、教育委員会で行っていききたいというふうに考えております。

小林 博議員 自主的な管理になっておったというような場合があるんですが、そこで住民の中での排除の論理が働いたり、いろんなそういうことが起こりがちであったりするというふうな苦情もあるわけでありまして、できるだけ町の施設でありますので、町民の方々が気持ちよく和気あいあいと使っていけるような、そんなものになってほしいなというふうに思っております。

次に、文化財についてであります。福崎町の文化財の状況把握がどのようになっておるのでしょうか。常に状態の把握と維持に注意を払っていく必要があると考えますが、その点についてはどのように進められておりますか。

社会教育課長 文化財の状況把握ということで、令和2年度から令和4年度に福崎町文化財保存活用地域計画を策定しております。この計画を策定する際に、これまでに国、県、町が行った調査や資料の確認、それから自治会や企業に行ったアンケート調査、それから文化財の現況調査等を基にしまして、指定文化財、指定になっているかどうかの指定の有無にかかわらず、一応、町内には、合計しますと2, 210件の歴史文化遺産があるというふうに把握をしております。

小林 博議員 それらのその状況把握も進めて、できるだけ長くこれらが保存されるといいですか、維持活用されていくことを望みたいというふうに今思っておるところであります。

特に最近でもお聞きをするのは、日光寺関係の周辺、あるいは七種山の山門辺り、だんだん傷んできておるというふうなこともよく利用される方々から聞いておるわけでありまして、これらについてはどのように認識をされておるのでしょうか。

社会教育課長 まず七種山の山門ということで、七種山の作門寺の山門、こちらのつきましては、元禄14年、西暦で申し上げますと1701年の建築と言われておりまして、現在の金剛城寺の前身と言われる作門寺の唯一の遺構として貴重な建造物であるということは認識しております。こちら管理につきましては、金剛城寺がされておりまして、ただ、これまで詳細な調査が行われてきておりませんでしたので、例えばその町指定でありますとかのその指定は受けておられません。

それから日光寺山につきましても、同じく日光寺があるんですが、こちらにつ

きまして、管理は個人がされておりまして、こちらも開基以来、大変歴史があるというふうには伺っておりますが、これまで詳細な調査が行われておりませんので、指定等は受けておられないというふうに状況を把握しております。

小林 博議員 どちらも町の内外から毎日多くの方々が健康づくりも兼ねて歩いておられます。したがって、そこで大変心配をされておられるわけでありまして、これらについての改めて維持でありますとか活用、例えば日光寺などはもう家島から天気がよければ、四国まででも望もうかという非常にいいところでもありますし、そういった展望の状況、台の状況等も含めて、何らかのいろんな、何らかの維持、活用の方向があってもよいのではないかというふうに思います。社会教育課だけではなしに、地域振興課やら様々などところの関係も考えられますけれど、広い意味で文化財というふうに位置づけもできますので、ぜひこの面についての注意を喚起をしておきたいと思えます。

次に、介護保険・健康保険等の問題に移りますが、この課題は住民の命に関わる重大な問題だというふうに認識をしておりますが、国の方針は最近では給付削減と負担の増が基本となっていっております。そういう中で、自治体として住民の暮らしを守るためにどう努力をするのかが問われてくると思うのであります。

財政、介護保険の次期計画がつくられる年になってきております。給付と負担がどう変わるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

福祉課長 令和5年3月8日に、全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会議資料が公表されました。厚生労働省から第9期介護保険事業計画の策定に向けての基本的な考えが示されました。第9期計画策定の基本的な考え方は、第9期計画中にはいわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年を迎えること。また要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口も2035年まで増加し、2060年頃まで増加傾向が続くことが見込まれている中で、今後、地域ごとに中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの進化、推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で介護保険事業計画に定めることが重要であること。また高齢単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療、介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加しており、医療介護の連携の必要性が高まっていることなどが示されています。

負担においては、一定所得以上2割負担の方の対象の拡大やケアプラン作成時の利用者負担及び軽度者、要介護1、2の方の地域支援事業への移行などが議論をされております。令和5年度中には具体的な制度改正が示されますので、当町においても国の基本的な考え方を基にして、介護予防、日常生活圏域ニーズ調査等、また今後の高齢者、被保険者数の動向、サービス、種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、適正な給付と負担となるような計画を策定します。

小林 博議員 今、言われましたように、要介護1、2の関係を給付外としたり、負担の増というふうなことが検討されておるといふふうなことです。こういったことが進行しますと、介護保険があつて実際の介護なしというふうな方向にだんだん近づいていってしまうのではないかというふうに心配をいたします。

それから、これまでの計画づくりの中で、結果として福崎町の平均負担額がいつも平均よりも高い。あるいは収入では国からのその交付金調整分がパーセントが低い等々、非常に福崎町にとっては他に比べて不利な状況があるのですが、これらのこの改善はしていかないと住民に必要以上の、よその町に比べてたくさん

の負担を強いるということになってくると思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

福祉課長 介護保険料につきましては65歳以上の方、一号被保険者が負担していただく部分が町が決めるわけでございます。確かに調整交付金という国からの交付金がたくさん、標準が5%が中間で、たくさん入ってくれば来るに越したことはないんですが、これは他市町との比べまして、より所得の少ない人が多いでありますとか、より85歳以上の高齢の方が介護を使っているところが多いとかいうところに対してたくさん交付されるものでありますので、結果的に福崎町が少ないということは、それだけそういった方が少ないというふうな状態であると認識しております。

小林 博議員 それだけ住民の負担が高くなるということも言えますので、その点についてはぜひ考え直してほしいなど。もっと慎重であってほしいなどというふうに思うんですよね。何か国や県の代弁を聞いておるようで、ちょっと面白くないんですね。聞いてましてね。そんなふうに思います。今からつくられる計画でありますから、できるだけ自主性を発揮できるところは力いっぱい発揮していただいて、取組を強めてほしいというふうに思います。

次に、国民健康保険についてでございます。

国保は特に福祉政策の根本的な姿勢を示すものとして重要であるというふうに私は考えております。特にどの保険にも入ることのできない低所得者の割合がますます増加の傾向である。福崎町の場合、所得ゼロが40%の加入世帯というふうな状況にもなっておって、その命と健康をどう守るのかという、そういう問題でありますから、国民健康保険というのは福祉問題に対する、あるいは住民の命や健康に対する基本姿勢を示すものだという、そういう捉え方を私はしておるわけであります。

この保険料の兵庫県下統一問題についての方向づけが、さきの民生まちづくり常任委員会でも報告をされましたが、福崎町の場合、どんなふうに進んでいくのか。令和9年あるいは令和12年等、年次があって、毎年2.何%とかいろいろそれありましたが、實際上、現在、兵庫県の平均水準がどこにあって、福崎町はどれだけの金額だと幾らずつ毎年上げていくのだという具体的な数字を含めて、県の計画に従えばどうなるかという、そんな数値をお聞かせをいただきたいと思います。

町参事兼ほけん年金課長 この県の保険料率の統一ということにつきましては、先月の民生まちづくり常任委員会でもご説明をさせていただきましたように、令和9年度に移行への目安の年次、期限、それから令和12年度最終の完全統一の目標期限ということで、今のところされておるところではございます。

福崎町での保険料税がどうなるのかということでございますけれども、これは県が試算をしておりますして、基金などの各市町が独自での保険税の引下げを考慮せずに算定した一人当たりの年間保険料、保険税になりますけれども、令和4年度時点での試算ということで、令和4年度につきましては、一人当たり10万6,600円で、令和12年度では12万6,800円ということで、2万200円の増というふうな形となっております。

小林 博議員 県営化されたのがたしか2018年度からだったと思うんですが、それから福崎町の一人当たり、保険料調定額でいいますと、幾ら上がっておるのでしょうか。

町参事兼ほけん年金課長 県に財政の主体が移ったのが平成30年度からでございますして、そのときの一人当たりの調定額が14万9,871円でございます。すみません、間違えました。一人当たりでいいますと、8万3,900円でございます。すみません、

平成30年度ですので、一人当たり9万1,445円でございます。令和4年度の見込みとしましては、9万5,883円ということでございます。

小林 博議員 この数字は私の手元にあります数字とはかなり違うのですが、2017年度、これは平成29年になると思うんですけど、福崎町の場合、7万9,922円が20年は9万2,000円になっているというふうな、こんな県の統計といろんな統計の取り方が違うんでしょうか。

町参事兼ほけん年金課長 県の数字であるんでありましたら少し違っているのかもしれませんが、今申し上げましたのは、町でつかんでおります、単純にその調定額をそのときの被保険者数で割った数字ということでございます。

小林 博議員 いずれにしても、都道府県営化から下がることはない。ずっと上がって行って、そしてさらに令和9年あるいは令和12年にかけて上げていこうということですが、それぞれの市町村には独自施策というものがずっといろいろ持っておると思うんですね。それらについての扱いはどんなふうになるんでしょうか。

町参事兼ほけん年金課長 各自治体が行っております独自施策についてですが、分かりやすいものとしましては、基金を活用した保険税の軽減などがございますが、この統一後につきましては、基金活用による税軽減は各市町ごとではできなくなります。そのほかにも税の減免制度などいろいろなものがあるんですけども、こちらにつきましても、県下での統一を図っていく必要がございます。

小林 博議員 それもう絶対にそんなふうにしなければならないという、そういうものなんですか。

町参事兼ほけん年金課長 こちらのほうにつきましては、国のほうといいますか、国民健康保険の中で今、県が策定をしております国民健康保険運営方針を定めなければならないとされておまして、その運営方針の中に各都道府県なりの市町村における保険料の標準的な算定方法、それからその水準の平準化ですね。これに関する事項を定めることとなっておりますので、県としてもこれに基づいて、今、作業をされているところでございます。

小林 博議員 兵庫県という話が出ましたけれども、兵庫県の場合、国民健康保険事業に対する県の補助金額というのは、もう2002年から21年間、約20年間に14億円から4億9,000万円というふうに非常に兵庫県の比率が減ってきています。国も同様に減らして、もう福祉という観点よりも、もう助け合い事業にしてしまおうと。国民の助け合い事業にしてしまおうという、そういうふうな方向が顕著であります。

最初に言いましたように、低所得者層が非常に多いそういう保険であり、最後の命と健康を保障するというそういう位置づけから言いますと、国及び兵庫県、そして自治体のこの問題に対する努力が必要ではないかというふうに思います。それがなければもう保険という名に値しないというふうなことになってくるというふうに今思っておりますので、今後、この問題についての取組を引き続いて見守っていきながらでありますけれど、特に福崎町も地方自治体としての自主性をぜひ考えてほしいというふうに思うんです。今日、教育も問題からずっと入ってお聞きをしましたら、もう国や県がと、国が国がと上ばっかりに阻まれて、これじゃ福崎町は独立した自治体として存在をしているのかなど。自治体とは自分で治めると書いて自治体ですからね。もう国の下請け機関というふうな側面よりもそういう自分たちの自主的な団体というふうな面から考えますと、ちょっとどうか。もう国や県の言いなりになるなら、町長も誰も要らんじゃないかというふうなことにも極論をすればなりますのでね。せつかく町長選挙も目の前に近づいておるわけでありまして、いろんな面について福崎町の自主的な方向づけを

求めておきたいというふうに思います。

最後の保険問題で、後期高齢者医療保険事業について伺いますが、今回、出産手当の増額がありましたけれど、国のほうではその財源を高齢者の負担に一部求めようというふうな報道がありますが、これは後期高齢者保険等について影響が出てくるのでしょうか。

町参事兼ほけん年金課長 保険料につきましては、ご存じのとおり、2年ごとに見直されておるわけでございまして、次回の見直しについては令和6年度になります。国のほうでは、この令和6年度以降の保険料の引上げについての議論が今言われてましたようなところではなされているところではございます。

そういった出産一時金の関係等もございまして、今現在、後期高齢者医療事業の医療費の負担の割合につきましては公費が約5割、それから現役世代が負担します後期高齢者支援金が約4割、それから後期高齢者の保険料が1割ということになっておりますけれども、後期高齢者の保険料の割合を増やすようにというふうな、そういう議論がなされているところではございます。

小林 博議員 いずれにしても、大変高齢者やら弱者にとっては厳しい内容が待っておりますので、繰り返し申しますが、町の自主性を改めて念頭に置いていただきたいというふうに言うておきたいと思っております。

次に、町職員配置の問題について入りますが、正規職員、非正規職員の配置の基準について考え方を示してほしいと思うのであります。当初予算の資料を見せていただきますと、いかに非正規職員の数が多いかということに驚かされておるわけでありまして、その配置の基準等がどうなっておるのか。お願いをいたします。

総務課長 総務省の地方公務員の臨時非常勤職員及び任期つき職員の任用等の在り方に関する研究会報告書というものがございまして、その中で、個々の具体的な事例に即して判断されるべきものであるが、典型的には組織の管理運営自体に関する業務や財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務などが想定される。これが正規職員の配置の基準と。これの記載からそれ以外の業務が会計年度任用職員ですとか、または業務委託の委託職員などに置き換えることが可能であると考えられるということと考えております。これらの業務の該当性を正規職員、非正規職員の配置の基準としておるところでございまして。

小林 博議員 資料を見ますと、保育所とか老人ホームとかそういった福祉とか教育に関わるところで非正規職員の数が圧倒的に多いというふうに今、思うわけです。住民の子どもたちを健やかに育てる立場でありますとか、住民の直接、命や健康を大切にしなければならんという部分で非正規が多いという、そのことについて、そういう考え方についてはちょっとどうかなと思うところがあるんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

総務課長 先ほど申し上げたとおりなんですけども、正規職員は組織の管理運営でありますとか、政策の立案等の業務を担うと。非正規職員は定型性が高く、専門性、政策判断性の低い業務というような部分を担うというような考え方が言葉としては言えるかと思っております。

今、議員が言われているような角度で言うと、その言い換えというふうな部分があるかと思うんですが、それは全てではないとは思いますが、そういう判断の下に配置をしておるということではございます。

小林 博議員 私が議員になった頃は大体全てが正職員で対応をされていたわけでありまして、それがだんだんともう非正規化、あるいは委託化になっていったというふうなことであったと思っております。これが働く人たちの権利の問題、給与やらその他権利の

問題と、そして住民のサービスの問題についてそれぞれマイナスになっておる部分もあるのではないかというふうに心配をいたします。非常に重要な仕事にあるわけですから、これらの人たちの待遇がちゃんとしっかりと守られるということが必要であろうというふうに思うわけでありませう。

そこで、会計年度職員の待遇改善についてお伺いをいたしますが、会計年度ということですから、1年ごとの契約ということになるのかどうかはしれませんが、継続性は何年まで、それをどう伸ばしていくのかという問題。あるいは昇給や手当の問題等々について、今後の改善の方向についてお伺いをいたします。

総務課長 会計年度任用職員につきましては、その名のとおり、一会計年度で当然に任期が終了するという制度でございますが、能力、業績評価を実施いたしまして、次年度への再度の任用を判断をいたしております。通常、勤務に特に問題がなければ、再度の任用について認めております。それについて、福崎町では年限、何年までということとはしてございません。

ただし、現状は経過措置として会計年度任用職員が施行された令和2年度より前の嘱託職員から会計年度任用職員に移行された職員につきましては、嘱託の採用時の条件の任期を踏襲してございまして、そこで任期が終了すれば、退職とさせていただきます。その場合も採用試験を受験していただきまして、合格となられましたら、会計年度任用職員として任用するという形を取っておるところでございます。

小林 博議員 昇給の関係なんかどんなふうになっておるんでしょう。

総務課長 昇給につきましては、一会計年度が終わった次のとき、次の年度ですね。再度の任用となりました場合、正規職員と同様の4号給の昇給を実施をしておるところでございます。

小林 博議員 それは何年間についてという、頭打ち等があるんでしょうか。

総務課長 はい。制度の移行の考え方につきましては、嘱託職員からの移行を令和2年度に基本的に行っておりますので、総務省のマニュアルにもあるんですが、任用の何年という期限がございませぬので、昇給の上限は設定するというようにという総務省のマニュアルにも従って、福崎町では上限は設定をいたしております。

小林 博議員 それは何年ですか。

総務課長 考え方といたしましては、嘱託職員の年数が基本、採用して5年、延長して3年の8年というような形でございます。その上限を制度を移行しておるんですが、ただ近年、保育教諭でありますとか、会計年度任用職員の採用の上限を引き上げてきておりますので、その8年よりも早く上限に達する場合はございませぬ。

小林 博議員 そういう様々な制約があつて、働きがいがありますとか、問題になると思ひますし、一定の年齢が来れば、もう給料上がらない。そして、あともうほか行くこうにも、もう行くような年でもないという中途半端な格好になっていって、働きがいの問題等も出てくるのではないかというふうに思うのですが、それらについては、今後、改善の方向はあるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

総務課長 先日の報道にもありましたように、ボーナスのほうの勤勉手当ですね。勤勉手当のほうも令和6年度からは導入がなされているような方向で、国のほうで閣議決定はされております。それに向けての令和5年度の移行、制度の見直しというのは福崎町でもやっていくことになると思っておりますし、それ以外の部分でもまだ令和2年度から発足した制度というところで、国のほうで幾つか議論があるようです。それに注視しながら、またできることは、ちょっと議員も言われてました、ちょっと財源の関係というのは現実としてありますので、それらも踏ま

えながら進めていきたいと考えております。

小林 博議員 労働に関する様々な法令等もありますし、同一労働、同一賃金というその基本的な考え方も大事にしなければなりませんので、そうしたことに基づく絶えざる改善型を、絶えず改善求めておきたいというふうに思います。

次に、4番目の項目であります。道路整備について、いつも聞いておることですが、国県道のこの間の取組について、県道甘地福崎線のこの間の取組はどのように進んでいっているのか、お聞かせいただきたいとします。

技 監 県道甘地福崎線の工事につきましては、埋蔵文化財の確認調査を行っていたこともありまして工事発注が遅れておりましたが、令和5年3月14日の入札によりまして、業者が決まりました。今後は施工計画の作成等、準備が整い次第、工事着手となる予定でございます。

また、既に保証契約を結ばせていただいておりますパン工場につきましては、撤去工事が完了しております。引き続き、兵庫県と協力しながら用地補償契約未了者との交渉を重ねていきます。

小林 博議員 残る用地の交渉については取り組まれておるのでしょうか。

技 監 用地の無償提供を受けている企業とも交渉は継続しております。今年度、4回ほどは交渉を今しております。続けている状況でございます。

小林 博議員 ちょっと声が小さくなったように、力強さがなくなったようで心配ですけど。

町長さん、この前、また町長も特に配慮いただいて、これら推進していくようにまた見ておきたいと思うんですね。あそこに町営住宅もあるし、駅までの買物とか通行にも非常に狭くて危ないという声もよく聞いておりますので、ただ単に走る車の問題だけじゃなしに歩行者の問題もあるということを改めてお伝えをしておきたいというふうに思います。

それから、住民の身の回りの小さな問題等ちょこちょこ聞くんですが、それらの解決がすぐできることと、なかなかできない場合というのがあるんですが、住民の側からすれば、こんなことぐらいが何で早く解決しないんだと、何年もほったらかされるんだということで、それが町政不信につながってまいります。そんな面での緊急な取組を、早い取組を、不満を流さない取組を求めたいと思うんですが、どうでしょうか。

まちづくり課長 道路の管理につきましては、そこに住まわれる方、利用される方が一番ご存じだと思います。その方々からの要望等につきましては、できる限り応えていきたい。できることは応えていきたいというふうには思っておりますが、どうしても予算等もございまして。緊急性の高いものが優先的にはなってきますが、できる限りの維持管理にはこれからも努めていきたいというふうに考えています。

小林 博議員 次に、交通安全対策についてですが、国道312号線と県道三木宍粟線の交差点信号、特に右折信号の設置要望等を聞いておるのですが、それらの進捗状況についてお尋ねをいたします。

住民生活課長 右折信号の設置につきましては、質問議員から聞いておりますので、警察に要望しております。警察より地元からの要望にしたほうが採択されやすいと助言を受けましたので、11月21日付で新町区長からの要望書をいただいております。その後、11月25日に継続要望であります駅前交差点、南大貫交差点とともに福崎警察署へ要望書の提出を行っております。

小林 博議員 なかなか信号をとということになりますと、あちこちからも出てくるわけですが、前に行くのが遅いような感じがいたしますが、この答えが出てくるのはいつ頃からになるのか。それ、分かるのでしょうか。

住民生活課長 福崎警察署に確認しましたが、1月5日にこの要望書を県警本部に上申したと

の報告は受けております。

小林 博議員 これまた改めて、その促進を求めるような要望とか、そういうものは町側からもあるのでしょうか。

住民生活課長 町では毎年通学路危険箇所要望、学校から要望を聞いておりました、それで通学路安全推進会議にかけております。その際には警察も立ち合いをしておりますので、それと合わせまして、この継続要望であります信号設置箇所、こちらのほうにも毎年度回って、要望は続けているという状況でございます。

小林 博議員 町長、副町長のほうも、ぜひこういう面についても頭に置いていただいて、機会あるごとに取り上げていっていただきたいというふうに思いますが、副町長いかがですか。

副 町 長 この信号機の設置の要望につきましては、この本会議でも何回も質問も受けて、答弁させていただいてるんですが、何せ兵庫県全体の予算が非常に厳しいという中であります。41市町あって、それぞれ危険箇所というのはたくさんあると思うんですね。そういった中での取組でございますけれども、機会があるごとに我々も要望はしていきたいと思っております。

小林 博議員 それから、当初予算で防曇型ミラーがたくさんといますか、これまでよりもたくさんつくということになって、これに中心に置いていくということのようでもありますので、引き続いて、このような体制でミラーの整備も取り組んでほしいというふうに思いますが、どうでしょうか。

住民生活課長 カーブミラー等の設置工事費につきましては、令和3年度は160万円でありました。令和4年度は令和3年度末に解散しました兵庫県市町交通災害共済の設立基金の分配金を原資に3,500万円を積み、カーブミラーの整備にプラス100万円の260万円の予算としております。また、令和5年度はさらに40万円をプラスし、600万円の予算を計上し、カーブミラーの設置、更新を進めたいと考えております。

小林 博議員 非常に、もう何遍も言いますが、投資効果の非常に高いものだというふうに思いますので、積極的に対応していただきたいと思っております。

次に、まちづくりの3番で工業団地拡張計画について、基本的な立場について述べておきたいと思っております。

西部工業団地は当初から生活環境との整合性が絶えず問題となってきました。拡張計画もその対象地域、あるいはその基本は全く変わらない状況だというふうに思います。幹線道路は国道312号線と県道三木宍粟線であり、河川は西谷川と高橋川ということになります。防災、環境、道路あるいは工業用水や上水などの確保も含めて検討することが重要であり、生活環境を犠牲にしないことが重要であろうというふうに思います。福知山の長田の工業団地のように、独立した工業団地でありますとやりよいですが、福崎町のように既成の住居と混在をしておるようなところで工業団地を開発するということになると、今述べましたような問題が非常に重要であろうというふうなことであろうと思っておりますが、こうしたことを基本に考えてやってほしいと思うのですが、どうでしょうか。

地域振興課長 工業団地の拡張について事業化に向け進むに当たっては、地元住民との合意形成が重要であると考えております。

防災対策では、調整池の整備や雨水対策、環境面では事業所排水、騒音、振動問題、道路面では生活道路での交通渋滞や交通量の問題。事業の採算性の検討だけではなくて、周辺住民の課題に対しても調整しながら進めていきたいと考えておるところでございます。

小林 博議員 福崎工業団地があれが丸紅に用地取得をされた後、それから後、工業団地とし

て開発をされた段階、前半は本当に地域の住民は大変でありましたし、今なお交通問題やたまに事故が起こったり、排水の問題等が生まれてまいっております。ぜひ、政治も経済も究極のところは住民の幸せのためにあるんだという、その基本を大切にしてもらわなきゃならんというふうに思っておるところであります。

したがって、その進め方についても様々理由を言われますが、やっぱり私は公開で進めていくということが非常に重要だというふうに思うんです。前に調査をやったとき、山の上のほうでボーリング何か所かやっと思ったようだけど、あれどうなっとるんだらうなということも最近も聞いたりするような状況でありまして、ちゃんと公開をして、そして民主的に進めていくということが、後々問題を残さない。回り道のようにも大事な方法だと思うのであります。公開ということについて、ぜひ守ってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 現在ですけれども、地元集落や地権者への事業説明はまだ行っていないところでございます。そしてまた、用地交渉も控えている状況であることから、土地利用構想図につきましては、今後の事業遂行を考えて非公開としているところでございますが、一定の時期が来れば、公表したいと考えております。その上で、福崎町の未来を考えたとき、新たな雇用創出と税収増など地域経済の飛躍に関わる重要な事業でありますし、本町の財政面、体力にも関わることでございますので、十分に議員さんとの調整を図りながら進めていきたいと考えておるところでございます。

小林 博議員 そういう答弁を聞きますと、もうそんな古いこととおっしゃいますが、やっぱり50年、60年前には福崎町を揺るがすような大住民運動が工業団地の開発やその他を巡って起こっております。そこには当局と住民との信頼関係が壊れたからです。内緒にしておいたり、嘘をついたり、そういうことで事業がスタートしておるから、余計に不信が生まれたわけでありまして、私は基本は公開ということが大事だと思っております。町長の見解をお伺いいたします。

町 長 全くこの情報公開というのは最も大切な事柄ではないかなというふうに私も認識しております。そして、その上に立って、公平公正な行政を進めていきたいというのが私の思いでございますので、今、課長が申し上げましたが、一定の時期が来ましたら、公開をきちっとさせていただいて、住民参画の下ですばらしい工業団地ができるように、今後、努力をしていきたいとこのように思っております。

小林 博議員 最後の問題に移ります。時間がありませんので。

高橋での不法投棄の件について、引き続き、住民の方からは心配の声を絶えず私は聞いておるところであります。前にお尋ねしてからのその間の取組状況と解決への方向性についてお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、板坂の廃棄自転車町道不法占拠の件については、最近、くいが打たれたりして不安が広がっております。裁判ということで長引くというふうなこと、単純にそう言わずに早期解決への努力が要ると思うんですが、その現状と取組状況についてお願いをいたします。

住民生活課長 高橋の現場ですが、西播磨県民局環境課が発生源者に対し、根気強く催促を継続しております。直近では、12月27日に発生源者と作業員の2名が現場に入りまして、草刈り作業を行っております。引き続き、継続な指導を求めていきます。

まちづくり課長 板坂地区の板坂塩田線の取組でございます。今、議員が言われました鉄筋ぐいですが、こちらは相手方が設置したくいだと思っております。これは裁判所からの指導によりまして、双方がそれぞれ主張する箇所仮の境界ぐいを設置しなさいと

というような指導の下、設置したものでございます。なお、この仮の境界ぐいにつきましては、4月の24日に裁判官が現地を訪れ、現地確認を行う予定というふうになっております。また、早期解決に向けてでございますが、3月9日に行われました第10回の記述弁論におきまして、地元区長、桜、板坂、田口の3区長でございますが、地元区長の連名によります早期解決への陳情書、こちらを提出させていただきます。

小林 博議員 ぜひ福崎町ではこんな無法は通らないんだというそんな姿勢は、結果としても示して行ってほしいというふうに思うわけであります。

次に、もう入札契約問題について書いておりますので、一言お聞かせをいただきたいと思っております。最近、オリンピックでも、あるいは加東市のほうでも様々な事件が起きております。工事だけでなく委託契約等も含めて様々な契約を町としても行います。最近では一般競争入札だけではなくて、随意契約やプロポーザル方式も採用されていっております。そういう状況の中で、そうした契約に対しての中で追加契約等もよく見受けられるようにも感じます。その意味から、公正な執行という点について疑念を持たれないような取組が要ると思っております。随意契約やプロポーザル方式についての、それを採用する基準についてお聞かせをいただきたいと思っております。

企画財政課長 随意契約及びプロポーザル方式、これも随意契約の一種であります。これら随意契約につきましては福崎町随意契約ガイドラインを設けまして、一般競争入札を原則とする契約において、契約の例外的方法である随意契約についての標準的な解釈、指針を示しており、これを遵守しながら契約業務を行っております。

随意契約につきましては、地方自治法施行令167条の2、第1項各号に定める随意契約によることができる場合のどの号に該当するかを確認し、見積書の徴収につきましては、福崎町財務規則第119条から120条により、見積書を徴収する人数や契約の種類に応じて、予定価格の限度額を定め、契約事務を執行しております。

プロポーザル方式につきましては、価格のみでなく、提案内容が優れた業者を選定できるため、計画策定業務等で採用しております。この方式の採用に当たりましては、公平性、透明性の確保が必要であるため、できるだけ公募型によるものとし、審査委員会を設置し、審査を行っております。

追加契約、変更契約と思うんですが、につきましては、工事等を施工するに当たり、現地確認等で当初できなかった事柄ができた場合の対応で経費が増減するときなどに変更契約を行っておりますが、変更設計の決済を取り、変更契約は必要最低限のものとしております。

小林 博議員 最近の報告を見ておりますと、追加契約が随意契約あるいはプロポーザルとの関係で、同じ件で何回か繰り返す。あるいは金額の大きさ等々について、ちょっと心配をせざるを得ない向きもあるんです。したがって、私はですよ、したがって、基本は一般競争入札が契約については基本であるというその精神に立って、そして契約をしたら、契約したとおりに執行してもらおうという、そういうふうな姿勢が基本は要るんだろうというふうに思っています。

したがって、住民から信頼を受けていくという、そういうことの中では非常に重要な部分でありますので、この点については特に意見を述べておきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議 長 以上で、小林 博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本会議 4 日目の日程は全て終了いたしました。
次の定例会 5 日目は、3 月 27 日月曜日、午前 9 時 30 分から再開いたします。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2 時 14 分